国立大学法人広島大学事業報告書

「国立大学法人広島大学の概要」

１．目標

１　基本的な理念

「自由で平和な一つの大学」という開学以来の精神を継承し，①平和を希求する精神，②新たなる知の創造，③豊かな人間性を培う教育，④地域社会・国際社会との共存，⑤絶えざる自己変革，という理念５原則の下に，国立大学としての使命を果たす。

２　目　標

「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」を到達目標とし，その達成を目指すための行動計画「広島大学の長期ビジョン」（平成１５年１月）に従って整備を進める。具体的目標は次のとおりとする。

①

ムによって，基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を社会
とすために，地域社会と緊密な連携を構築し，多様な社会的ニーズに
教職員・学生の国際的な場での活動を促進するとともに，
営の目標・計画を設定し，全学的立場からこれを実施する。
在的能力を十分に発揮できる環境を創る。
支える基盤的な情報通信環境を充実し，情報メディアに関する教育研
の情報の共有と社会に対する情報公開を促進し，積極的な広報活動

２．業務

（１）　広島大学を設置し，これを運営すること。
（２）　学生に対し，修学，進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
（３）　国立大学法人広島大学以外の者から委託を受け，又はこれと共同して行う研究の実施その他の国立大学法人広島大学以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
（４）　公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
（５）　広島大学における研究の成果を普及し，及びその活用を促進すること。
（６）　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

３．事務所等の所在地

広島県東広島市

４．資本金の状況

１４７，２５１，２２２，２４９円（全額　政府出資）

５．役員の状況

役　　職	氏　　名	就任年月日	主な経歴
学　　長	牟田泰三	平成16年４月１日	
理事・副学長(教育・学生担当)	高橋　超	平成16年４月１日	
理事・副学長(研究・国際担当)	吉里勝利	平成16年４月１日	
理事・副学長(社会連携担当)	興　直孝	平成16年４月１日	
理事・副学長(情報担当)	椿　康和	平成16年４月１日	
理事・副学長(医療担当)	弓削孟文	平成16年４月１日	

理事・副学長（財務担当） 理事・副学長（人事・総務担当） 監　　事 監　　事	前　川　功　一 塩　谷　幾　雄 溝　上　　　泰 長谷川　忠　彦	平成16年4月1日 平成16年4月1日 平成16年4月1日 平成16年4月1日	

６．職員の状況

教員　　　１，８６０人（附属学校教諭含む）
職員　　　１，２３７人

７．学部等の構成

○学部：総合科学部，文学部，教育学部，法学部，経済学部，理学部，医学部，歯学部，工学部，生物生産学部
○研究科：文学研究科，教育学研究科，社会科学研究科，理学研究科，先端物質科学研究科，保健学研究科，工学研究科，生物圏科学研究科，医歯薬学総合研究科，国際協力研究科，法務研究科
○附置研究所：原爆放射線医科学研究所
○病院
○図書館
○全国共同利用施設：放射光科学研究センター
○中国・四国地区国立大学共同利用施設：西条共同研修センター
○学内共同教育研究施設等：高等教育研究開発センター，情報メディア教育研究センター，自然科学研究支援開発センター，留学生センター，産学連携センター，ナノデバイス・システム研究センター，教育開発国際協力研究センター，保健管理センター，平和科学研究センター，中央廃液処理施設（環境安全センター），総合地誌研究資料センター，地域連携センター，北京研究センター，知的財産社会創造センター，宇宙科学センター，外国語教育研究センター，文書館，医療社会連携センター
○附属学校:附属小学校，附属東雲小学校，附属三原小学校，附属中学校，附属東雲中学校，附属三原中学校，附属福山中学校附属高等学校，附属福山高等学校，附属幼稚園，附属三原幼稚園

８．学生の状況

総学生数	１９，５１４人
学部学生	１１，０３７人（専修学校，専攻科等含む）
修士課程又は博士課程前期	２，５１１人
博士課程又は博士課程後期	１，７７４人
専門職学位課程	６１人
附属学校	４，１３１人

９．設立の根拠となる法律名

国立大学法人法

１０．主務大臣

文部科学大臣

１１．沿革

昭和24年･･･新制国立大学の一つとして広島大学創設（母体として7校を包括、1校統合）
　　　　　　学部6、分校4、研究所1、教職員定員1,309名、入学定員1,455名（入学許可1,304名）
昭和25年･･･広島大学開学式。初代学長の森戸辰男が広島大学を「自由で平和な一つの大学」にすることを表明
昭和28年･･･県立広島医科大学を併合。大学院を設置（3研究科）
昭和47年･･･評議会が統合移転を決定
昭和57年･･･東広島キャンパス開校
平成 7 年･･･統合移転完了。広島大学の理念5原則を公表
平成11年･･･創立50周年
平成15年･･･「広島大学の長期ビジョン」を公表。学部卒業生10万人を突破
平成16年･･･国立大学法人広島大学発足

１２．経営協議会・教育研究評議会

○　経営協議会（国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関）

氏　　名	現　　職
牟　田　泰　三	学長
（学外委員）	
井　内　慶次郎	財団法人日本視聴覚教育協会会長
今　中　　　亘	中国新聞社代表取締役社長
大　南　正　瑛	学校法人京都橘女子学園特別顧問
小笠原　道　雄	広島県教育委員会委員長
椎　木　タ　カ	弁護士
高　須　司　登	中国経済連合会会長
田　辺　孝　二	中国地域連携東京会議事務局代表
ブルース・ジョンストン	ニューヨーク州立大学　教授
（学内委員）	
高　橋　　　超	理事・副学長（教育・学生担当）
吉　里　勝　利	理事・副学長（研究・国際担当）
興　　　直　孝	理事・副学長（社会連携担当）
椿　　　康　和	理事・副学長（情報担当）
弓　削　孟　文	理事・副学長（医療担当）
前　川　功　一	理事・副学長（財務担当）
塩　谷　幾　雄	理事・副学長（人事・総務担当）

○　教育研究評議会（国立大学法人の教育研究に関する重要事項を審議する機関）

氏　　名	現　　職
牟　田　泰　三	学長
高　橋　　　超	理事・副学長（教育・学生担当）
吉　里　勝　利	理事・副学長（研究・国際担当）
興　　　直　孝	理事・副学長（社会連携担当）
椿　　　康　和	理事・副学長（情報担当）
弓　削　孟　文	理事・副学長（医療担当）
前　川　功　一	理事・副学長（財務担当）
塩　谷　幾　雄	理事・副学長（人事・総務担当）
佐　藤　正　樹	総合科学部長
於　保　幸　正	総合科学部
吉　原　達　也	法学部長
富　岡　庄　一	経済学部長
井　内　康　樹	医学部長
栗　原　英　見	歯学部長
岸　田　裕　之	大学院文学研究科長
曽　田　三　郎	大学院文学研究科
中　原　忠　男	大学院教育学研究科長
坂　越　正　樹	大学院教育学研究科
川　﨑　信　文	大学院社会科学研究科長
谷　口　雅　樹	大学院理学研究科長
清　水　　　洋	大学院理学研究科
遠　藤　一　太	大学院先端物質科学研究科長
村　上　恒　二	大学院保健学研究科長
岡　田　光　正	大学院工学研究科長
阿　江　　　忠	大学院工学研究科
鈴　木　寛　一	大学院生物圏科学研究科長
谷　口　幸　三	大学院生物圏科学研究科
井　出　利　憲	大学院医歯薬学総合研究科長
齊　藤　公　男	大学院国際協力研究科長
田　　邊　　誠	大学院法務研究科長
神　谷　研　二	原爆放射線医科学研究所長
浅　原　利　正	大学病院長
岡　本　哲　治	大学病院

羽　田　貴　史	評価委員会委員長
有　本　　　章	高等教育研究開発センター長
石　井　光　雄	情報メディア教育研究センター長
鈴　木　文　男	自然科学研究支援開発センター長
多和田　眞一郎	留学生センター長
山　根　八洲男	産学連携センター長
岩　田　　　穆	ナノデバイス・システム研究センター長
岩　井　眞　治	教育開発国際協力研究センター長

「事業の実施状況」

Ⅰ．大学の教育研究等の質の向上

１．　教育に関する実施状況

（1）教育の成果に関する実施状況

年度計画	計画の進行状況等
１【教養教育の成果に関する具体的目標の設定】 平成１８年度の教育プログラム導入の検討に併せ，教養教育の授業科目区分，分野別教員登録制等について検討し，既に設定している次のような具体的な授業科目を精査して授業科目区分を再編し，教養教育の目標達成のため，授業科目区分の目標明示と授業科目ごとの目標設定に着手する。 ・知的活動への動機付けを高める授業科目 ・外国語の活用能力や情報処理能力を養う授業科目 ・学際的・総合的に把握する姿勢を養う授業科目 ・基礎力と実践的な応用力を身につけさせる授業科目など **２【卒業後の進路等に関する具体的目標の設定】** ①　学生就職センターの担ってきた就職支援	

（大学院課程） **４【大学院の教育成果に関する具体的目標の設定】** ① 修業年限内に学位取得するための基準と手順を確立し，それに沿った指導を充実する。 ② 博士課程前期の学生に，専門と関連分野の問題を多角的に捉え，解決にむけて科学的に取り組むことができる力を身につけさせるための体系的なカリキュラムを編成する。 ③ 国際的な学術専門誌に採択されるレベルの論文作成などの指導を充実する。	① 教育学研究科など３研究科において，学位取得までの過程を学生便覧に示し，各学年の研究スケジュールと課題を明らかにした。 ② 先端物質科学研究科において，平成 16 年度入学生から専攻を越えた履修を可能とし，英語能力を培うため，「科学技術英語表現法」などの科目を含む新カリキュラムを導入して，国際的研究活動に対応しうる多角的な能力の育成を図った。 ③ 先端物質科学研究科において，博士論文を原則英語とするなどの改革を行った。
５【修了後の進路等に関する具体的目標の設定】 ① 博士課程前期修了者を，専攻分野における研究能力や高度の専門性を要する職業等に就かせるために，進路指導を強化する。また，博士課程後期への進学を支援する方策を強化する。 ② 博士課程後期修了者を，専門分野の教育・研究者や高度専門技術などの研究内容を生かせる専門職に就かせるために，進路指導を強化する。 ③ 研究科の教育目標・研究分野，個々の学生の研究内容，研究成果等を積極的に情報発信し，学生の就職・進学を支援する。また，これらを更に充実させるための方策等について検討する。	① 教育学研究科など３研究科において，学修ガイダンス，進路指導ガイダンス，教員採用試験特別講座，就職懇談会などを開催した。 なお，就職率は，平成 16 年度 92.4%(就職希望者数の内)である。 ② 生物圏科学研究科など３研究科において，インターンシップ，共同セミナーなどを実施するなど，進路指導の強化を行った。 なお，就職率は，平成 16 年度 91.9%（就職希望者数の内）である。 ③ 文学研究科など３研究科において，大学院生の実態調査，研究紀要投稿促進などの取り組みを実施した。
６【教育の成果・効果の検証に関する具体的方策】 ① 学会発表，内外の学術専門誌への掲載論文の質や数を調査するとともに，成果の検証方法等を確立する。 ② 「キャリアセンター」において，修了者やその就職先に対して，教育の成果や効果に関する調査研究を企画する。	① 理学研究科など３研究科において大学院生の学会発表及び掲載論文数等の調査を行い，実態を把握したが，成果の検証方法等については，検討中である。 ② 外部の視野からの成果を測定するため，調査への協力依頼を進め，87 企業の回答を得た（3-③再掲）。

（２）教育内容に関する目標

年度計画	計画の進行状況等
（学士課程） **７【アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策】** ① アドミッションセンターの機能を強化・拡充した「入学センター」を設置する。 ②「広島大学ＡＯ選抜」の平成 18 年度実施に向け，募集要項等を決定する。 ③「フェニックス入学制度」の充実・促進や早期入学制度（飛び入学制度）の導入の検討を開始する。 ④ 入学者選抜方法や入学制度に関する企画・立案，ＡＯ選抜の実施，入試業務の管理運営，高大連携事業（出前授業等），入学者選抜に係る総合的な広報活動などを「入学センター」を中心に全学的に行う。	① 平成 16 年 4 月，アドミッションセンターの機能を強化・拡充した入学センターを設置し，これと連携して学部入試の企画・立案を行うための「入学センター会議」と問題作成等に係る「入学センター特別委員会」を設置した。入試に関しては，平成 18 年度から「一般選抜」と「AO 選抜」に集約した入試改革を行った。 ②③④ 入学センター会議において，平成 18 年度実施予定の「広島大学 AO 選抜」募集要項等を決定した。また，高校生対象説明会（東京を含む７会場，1,344 人参加），高校教員対象説明会（西日本９ヵ所），フェニックス入試志願者対象説明会，やオープンキャンパス（延べ 9,102 人参加）など広報活動のほか，早期入学制度(飛び入学制度)の調査（千葉大学）と検討を開始した。

８【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】	
① 到達目標型教育の実現のための教育プログラムの導入に向け，各専門分野の教育到達目標を明確にする。	① 教育プログラム実施要綱を策定し，各学部・学科の教育プログラム（案）を策定した（1-①参照)。
② 平成 18 年度からの教育プログラムの導入に向け「教育プログラム実施要綱」を確定し，それに沿った教育プログラムの開設準備とともに，定量的到達度測定方法の開発に着手する。	② 定量的到達度測定方法の開発については，教育プログラム推進部から学士課程教育センター（後述 17-①）内に教育の評価に関する検討組織として設置された教育評価部へ検討課題を提示するなど，その具体的な作業に着手した。
③ 複数専攻の履修，学士課程教育と大学院教育との連携，全学的教員養成に対応した教育プログラムを開発する。 ④ 生涯学習型社会に対応した履修基準及び修業年限の弾力化について検討する。 ⑤ 課外活動及びボランティア活動を教育の一環として評価することを検討する。	③④⑤ 複数専攻の履修のための副専攻プログラムを，学士課程教育と大学院教育との連携，生涯学習型社会に対応した履修基準及び修業年限の弾力化，課外活動及びボランティア活動を教育の一環として評価すること等については検討中である。全学的教員養成に対応した教育プログラムの開発は，専門職大学院構想との関連で検討することとしている。
９【授業形態，学習指導法等に関する具体的方策】	
① 基礎・基本を重視した体系的なカリキュラムを盛り込んだ教育プログラムを準備する。	① 教育プログラムにおいて体系的なカリキュラムを編成するため，基礎・基本を重視した専門教育の基盤となる科目として「基盤科目」を教養教育の授業科目区分として設定した。また，各学部に対して基盤科目リスト(案)を提示し，各学部はそのリストに基づいてプログラムを編成した詳述書を提示した。
② 社会のニーズに対応できる実践的能力と課題解決能力を育成するために，討論やフィールドワークを積極的に導入するとともに，対話型の少人数教育を拡充する。	② 文学部，経済学部，理学部，生物生産学部など４学部において，新たに対話型の少人数教育を実施ないし検討の結果導入を決定した。
③ 外国語教育研究センターを中心に，外国語教育について，自学自習を支援するためのメディアコンテンツを充実させるとともに，本学独自のメディアコンテンツの開発を検討する。	③ メディア･コンテンツの充実を図ると共に,「教育情報化戦略検討会議」(後述 16-①）において，教育室(後述 17-①)・情報政策室(後述 52-①)・情報メディア教育研究センターが連携した本学独自の方針を決定した。
10【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】	
① 到達目標や評価項目を明記するなど，シラバスを更に充実させる。	① 教育プログラム推進部において，プログラムの中での位置づけや成績評価の方法を明記するシラバスのテンプレートを作成し各学部へ提示することにし，各学部はこれに基づいて平成 17 年度シラバスを作成した。
② 学生の学習意欲を高めるため，到達目標を項目ごとに具体的に示し，個々の項目への到達度を客観的に測定して評価するなどの適切な評価システムの検討に着手する。	② 教育プログラム実施要綱において，適切な評価システムの検討を行ううえでの指針を示した。また，プログラム詳述書において到達目標評価項目と評価基準の表を提示し，各学部において具体的な検討を進めている。
③ 教育プログラム導入の検討に併せ，ＧＰＡ（Grade Point Average）方式の全学的導入について検討する。	③ 教育プログラム実施要綱において，学生の教育プログラム履修における到達度の一指標として，全学的に算出方法を統一した GPA(平均評価点)を導入することを示し, GPA の使用目的を学生の修学支援の一環及び各教育プログラムに登録した学生全体の GPA 分布を「教育の質的向上」のために用いることを示し，各学部で具体化のための検討を進めている。
（大学院課程） **11【アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策】**	
① 早期入学制度（飛び入学制度）などの更なる活用や，アドミッション・ポリシーなどをパンフレット，ホームページ等で積極的に広報し，国内外から優秀な学生を積極的に受け入れる体制を整備する。	① 理学研究科など５研究科において国内外から優秀な学生を受け入れるための検討を行い，教育学研究科ではアジアからの学生を中心とした大学院留学生特別コースの開設を決定した（平成 17 年度 10 月実施)。
② 教育方法の特例措置や修業年限の弾力	② 教育学研究科において，指導的教員対象の特別コース（専門職大学院）設置

化，さらには「フェニックス入学制度」の促進等により，職業人のみならず幅広い年齢層の社会人を受け入れ，生涯学習型社会にふさわしい受入体制の整備を図る。	を検討し，構想案を審議･公表し，具体化に向けて検討している。
③ 留学生を積極的に受け入れるために，海外教育研究拠点の北京研究センターを活用し，インターネットを利用した入学試験等を実施する。	③ 学術室（後述 28-①）において，ホームページの更新(英文サイトを含む)，北京センターでのブース設置等を通じて積極的な広報活動を行った。
12【教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策】	
① 学問の高度化，複合化と社会的ニーズに対応する特定の専門分野を超えた体系的なカリキュラムを編成するとともに，複数専攻制の導入を検討する。	① 先端物質科学研究科において専攻の再編とあわせ，分野横断型教育の実施に向けたカリキュラム改革を実施した。
② 教育目的と修了生像を明確にした教育目標を達成するために，系統的なカリキュラムを編成する。	② 総合科学研究科設置構想など 4 研究科･専攻でカリキュラムの検討が行われ，一部科目の改善等が行われた。
③ 現職公務員等を対象とした「特別教育プログラム」など，高度専門職業人養成に特化した実践的教育のために，体系的なカリキュラムに沿った授業内容を提供し，又は研究指導を行う。	③ 医歯薬学総合研究科医歯科学専攻，社会科学研究科マネジメント専攻，文学研究科など既存のプログラムにおいて高度専門職業人養成に特化した実践的教育を推進したほか，新たなプログラム設計のために，社会科学研究科法政システム専攻において調査活動を行った。
④ 質の高い課程博士を多数輩出するために，国際的な水準に必要とされる専門教育の内容を含めた体系的なカリキュラムに沿った授業内容を提供し，研究指導を行う。	④ 10 研究科において，合同共通講義（理学・先端・生物・工学），ナノテク・バイオ・IT 融合教育プログラム（NaBiT），英語による授業（工学）などを進めているほか，コア･カリキュラムの検討（生物），基礎コア科目の検討（社会経済システム専攻）に着手した。
13【授業形態，学習指導法等に関する具体的方策】	
① 先端的研究に直結した教育のために，教員との共同研究を通じた指導を強化する。	① 各研究科において，教員との共同研究を通じた指導の強化を行っている。
② 社会のニーズに応えるべく実践と課題解決能力を育成するために，講義のみならず，討論，フィールドワークやインターンシップを積極的に導入する。	② 研究科の特性に応じて討論，フィールドワーク，インターンシップなどが正規の教育課程で実施されているほか，地域貢献事業，地域との共同事業への参加を勧めている。
③ 学生の学会発表や学術論文の執筆のための指導を強化する。	③ 各研究科において，学生の学会発表や学術論文執筆のための指導強化を行っている。
④ 専門分野における外国語による高度なコミュニケーション能力を養成するため外国語による授業を含めた体系的なカリキュラムを編成し，グローバル化時代に対応した人材養成を行う。	④ 英語による授業を促進しているほか，本年度あらたに先端物質科学研究科では「科学技術英語表現法」を開講した。
⑤ 海外教育研究拠点を活用し，国際交流協定校などとの共同研究指導を可能とする体制の整備に着手する。	⑤ 北京研究センターの施設の拡充を行い，大学フェアを開催したほか，先端物質科学研究科で外国大学での学習・研究体験を単位認定する「学外実習」を開設するなど共同研究指導体制の整備に着手した。
14【適切な成績評価等の実施に関する具体的方策】	
積極的に他大学等の外部審査委員を加え，全国的･国際的な基準による学位論文審査を行う。	教育学研究科，理学研究科，生物圏科学研究科，国際協力研究科などの 4 研究科で外部審査委員を加える体制となっているほか，レフェリーのある国際的学会誌への掲載を学位論文条件とするなど（医歯薬学総合研究科），外部審査を加えた制度を取り入れ，その他の研究科でも検討を進めている。

（3）教育の実施体制等に関する目標

年度計画	計画の進行状況等
15【適切な教職員の配置等に関する具体的方策】	
① 教育効果を高め，教育の質の向上のために教職員の配置計画を恒常的に検討する。	① 役員会のもとに教員人員調整会議を設置し（平成 16 年 5 月 25 日)，教員人員配分の基本方針を策定し，部局を越えて全学的な視点から教員の配置計画を平成 21 年度まで策定した。
② 講義・実験・実習・演習においては，必要に応じて適切な数のＴＡを配置する。	② 全学的に各部局にＴＡ経費を配分したほか，研究科単位で，TA の業務の明確化（経済学部)，研修の実施（先端物質科学研究科)，実態調査（保健学研究科）などに取り組んだ。
③ 全学的な人的資源を活用するため，複数研究科の兼担制等を進めるなど，大学院教育の全学協力体制を推進するための方策を検討する。	③ 学長の下に，本学の大学院の将来構想について検討する組織として大学院将来構想検討 WG を設置し，研究科の新設・改組及びそれに係る全学的な人的資源活用方策について検討中である。
16【教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策】	
① 少人数教育のためのセミナー室などの整備を進め，講義室等の学内ネットワーク環境の整備を検討する。	① 教育室（後述 17-①）及び情報政策室（後述 52-①）合同で学内ネットワーク環境の整備等のため「教育情報化戦略検討会議」(後述 16-①）を設置し，教育情報化検討を進めているほか，LAN 接続アクセスポイントの整備を行った。各研究科においても，セミナー室の整備や学内ネットワーク環境の整備について調査検討を行っている。
② 外国語教育用ＣＡＬＬ設備及び外国語自学自習用設備の整備について検討するとともに，東広島キャンパスと霞キャンパス間の遠隔講義システムを導入する。	② 外国語学習環境の整備を行うとともに東広島キャンパスの遠隔講義システムの具体化を図り，平成 17 年度に着工できることとなった。
③ 電子図書館機能を強化・充実し，図書館の教育・学習支援機能の向上を図るため，学術情報オンライン・チュートリアル・システムを構築するとともに，電子ジャーナル等の電子的コンテンツ活用のリテラシー教育を展開する。	③ 学術情報オンライン・チュートリアルシステムは完成し，平成 16 年 4 月に公開となった。電子ジャーナル等の利用に関するリテラシー教育は，講習会を開催した。
17【教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策】	
① 教育・学生担当副学長の下に，教育活動全般に係る企画・立案，評価及び改善の機能を持つ「教育室」及び学士課程教育に係る企画・立案，評価及び改善の機能を持つ「学士課程教育センター」を設置する。	① 平成 16 年 4 月，教育活動全般に係る企画・立案，評価及び改善の機能を持つ「教育室」を設置し，「教育室」の下に，学士課程教育に係る企画・立案，評価及び改善の機能を持つ「学士課程教育センター」を設置した。
② 学生の授業評価を定期的に実施し，その結果を基に，継続的に教育活動の質的向上を図る。 ③ 教員相互の授業参観，講義資料の点検などの実施方法を検討する。	②③ 平成 14 年度から，全学で統一的に学生による授業評価を実施し，15 年度からは各授業科目ごとに公表し (学内限定)，その結果を踏まえて各教員で改善に取り組むなど定期的に実施している。また，教員相互の授業参観，講義資料の点検などの検討は，教育室で実施したほか，2 研究科で実施した。
④ 個々の教員の教育活動を適切に評価する基準及び評価システムを検討する。 ⑤ 教育活動において業績の優れた教員に給与その他の面で配慮する方策を検討する。	④⑤ 教員個人の教育活動を適正に評価する基準及び評価システムの検討は，業績の優れた教員に対する優遇方策を含めて評価委員会(後述 51-④)において検討を進めている。
18【教材，学習指導法等に関する研究開発及びＦＤに関する具体的方策】	
① 「教育室」において，教授法，評価法，教材開発等に関する研究開発及び教員研修（ＦＤ）の改善・充実を図る。	① 教育室において，教育研修（ＦＤ）に関する企画・立案を行うとともに具体的な改善策等を策定するために，①教育プログラム導入説明会 (8 月)，②Webct 説明会（9 月)，③教員相互の授業参観（12 月)，④FD フォーラム（平成 17

	年 3 月）など全学的に 4 回の研修会を開催した。
② 附属学校や附属施設をＦＤの場として積極的に活用する方策を検討する。	② 各附属学校において，大学研究科・学部と附属学校及び附属学校相互の教育交流を実施した。また，教育研究WGを設置して実施状況について調査・分析を行い，大学研究科・学部と附属学校間の教育交流および附属学校相互の教育交流について今後の検討課題を整理した。
③ 「学士課程教育センター」において，全学的なメディアコンテンツの開発計画等と，学生情報システムとシラバス及び教材コンテンツを関連づけて提供するシステムを検討する。	③ Web を利用した教材コンテンツの学内ニーズの調査を実施して分析を進めるとともに，教育情報化戦略検討会議において，教育室・情報政策室・情報メディア教育研究センターを含めた検討を行い，無線 LAN 設置などの計画を取りまとめた。
④ 「教育室」を中心に，教育内容をデジタルコンテンツ化した素材の作成やライブ授業のアーカイブ化について検討を進めるとともに，「情報メディア教育研究センター」において，引き続き試行的に実施する。	④ 学長の下に，学術情報のアーカイブ化と発信に関する WG を設置して検討を進め，最終報告書作成に至ったほか，情報メディア教育研究センターにおいて，復習用ライブ教科書の試行などを実施した。
19【全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策】	
① 情報メディア教育研究センターを改組・分離して，外国語教育機能を拡充した「外国語教育研究センター」を設置する。	①② 平成 16 年 4 月に情報メディア教育研究センターを改組・分離して外国語教育研究センターを設置した。また，外国語教育企画会議，カリキュラム実施専門部会，CALL 専門部会を設置し，全学的な外国語教育の企画・立案体制の整備を行った。
② 「外国語教育研究センター」を中心に，外国語による高度なコミュニケーション能力を養成するための外国語教育を企画・立案し，全学的に実施する体制を整備する。	
③ 情報教育については，改組後の「情報メディア教育研究センター」を中心に，企画・立案し，全学的に実施する。	③ 情報メディア教育研究センターを中心に，教育室及び総合科学部関係教員と連携を図り，主として平成 18 年度以降の情報教育の全学的企画・立案を開始した。
④ スポーツ科学に関する科目の企画，立案，実施等を行うセンター設置構想を検討する。	④ 学術室（後述 28-①）にスポーツ科学センター設立準備会議を設置して検討を進め，平成 17 年 4 月に同センターを設置する運びとなった。
20【学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項】	
① 教育活動の質的向上を図るため，「教育室」において，学士課程教育及び大学院教育における教育実施体制に関する企画，立案，評価，改善等を行う。	① 教育室においては，今年度は主として学士課程教育に関する全学的な業務を所掌し，教育プログラムの実施に向けて取り組んできた。なお，大学院教育における教育実施体制の企画，立案，評価，改善などを行う計画は平成 17 年度から実施の計画のため今年度実施していない。
② 「教育室」の下に，教養教育を含めた学士課程教育に関する企画・立案，評価及び改善を行う「学士課程教育センター」を設置する。	② 「教育室」の下に，学士課程教育に係る企画・立案，評価及び改善の機能を持つ「学士課程教育センター」を設置した（17-①再掲）。
③ 教育目的と卒業生・修了生像を明確にした教育目標を達成するために必要な教育体制を検討する。	③ 教育プログラム実施の一部として教育目標達成のために必要な教育体制の整備を検討している（1-①参照）。
④ 高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行うために必要な教育体制を検討する。	④ 高度専門職業人養成に特化した教育体制の検討を行い，一部の研究科においては実施している。（5-②参照）。

（4）学生への支援に関する目標

年度計画	計画の進行状況等
21【学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策】	
① 学生のためのサービスを有機的に統合する「学生総合支援センター」を設置し，窓口業務の一元化を検討する。	① 平成 16 年 4 月，学生総合支援センターを設置し，学生活動支援並びに経済支援など窓口業務の一部を一元化した。
② ピア・サポート・システム等の学生相談	② ピアサポート業務を学生総合支援センターに統合した。

体制を「学生総合支援センター」に統合し，充実を図る。

③ 多面的なハラスメント調査に基づき，予防対策及び相談体制を充実し，組織的な対

③ 情報ネットワークなどにより学内コミュニケーションを更に促進するとともに，コミュニケーション言語の多言語化を検討する。	価を含む評価制度は特色ある教育支援プログラム（21-④）として実施中である。 ③ 学生情報システム「もみじ」を留学生が利用しやすいように，ダウンロードできる英語版の説明書を作成した。

２． 研究に関する目標

（１）研究水準及び研究の成果等に関する目標

年度計画	計画の進行状況等
25【目指すべき研究の方向性】 ① 世界をリードしている学術研究分野を支援し，これを戦略的に推進することにより，本学の特色とすべき研究分野の充実と研究拠点の形成を図る。	① 世界をリードしている学術研究分野として，平成 13 年度 COE 採択課題及び 21 世紀 COE 採択課題を取り上げ，総額 1,366 万円（5 件）の支援を行った。また，2 研究科においても，計 7 プロジェクトを選び，支援を行った。
② 知的文化の継承と発展に貢献する個性的な基礎研究の推進を強化する。萌芽的研究については，独創性の高い分野・研究を特に重視し支援する。 ③ 基礎と応用の緊密な連携・ダイナミックな融合による新たな研究分野を創出する。	②③ 学部・研究科等へ実験・非実験の区分に対応した積算単価により研究費を配分したほか，特色ある研究シーズ発掘のために本学独自の「広島大学研究支援金」において 1,400 万円（15 件），若手研究者による基礎科学研究の推進を目的とした「広島大学藤井研究助成基金」により，275 万円（3 件）の研究支援を行った。また，１研究科において研究科独自の博士課程後期学生を対象とした提案研究プロジェクト制度が創設され，250 万円（5 件）の支援を行った。
④ グローバルな研究動向を反映した学内研究体制の重点的・個性的整備と，自律的で自由な発想の下で展開される学部，研究科，研究所，研究センター等の枠を超えたプロジェクト型の研究活動を推進する。	④ 自立的で自由な発想の下で展開される学部や研究科の枠を超えたプロジェクト型の研究活動を推進するため，49 の「プロジェクト研究センター」を設置し，プロジェクト型の研究活動を推進している。
⑤ 平和を希求する精神という広島大学の理念を具現する「平和科学研究の在り方」を検討する。	⑤ 平和科学研究の在り方検討WGを 10 回開催し，平和に関する全学シンポジウムを 10 月に開催した。その結果，広島大学の平和教育・研究活動を総合的に検討する「平和に関する教育・研究会議」を立ち上げ 4 回開催し，体系的に平和科学研究のあり方を検討している。
⑥ 地域社会から期待されている地域貢献研究を積極的に推進する。	⑥ 社会連携室(後述 27-⑦)および地域連携センター(後述 27-①)を立ち上げ，地域貢献特別支援事業（平成 14〜15 年度に採択）を契機に，地域の教育，健康，産業，平和，安全，連携等に関わる６事業を開始した。また，平成 13,14 年度以来継続している特定課題プロジェクト「地域貢献研究」を推進している。平成 16 年度は，1,400 万円の予算を 11 件の研究プロジェクトに配分を行った。
26【大学として重点的に取り組む領域】 ① 世界をリードし得る学術研究領域を以下の三つの区分で選び出し，重点的な育成を図る。特に，2)及び 3)の学術研究領域に関しては，今後予定されている 21 世紀 COE 等の国家プロジェクトに積極的に応募できる研究環境の整備を進める。 1) 平成 13 年度以前に，既に全国レベルの COE として顕著な業績を上げている課題又は平成 14・15 年度に 21 世紀 COE に選定された課題に関連する学術研究領域の活動を一定の基準で評価しつつ，整備しより高度な研究拠点化を目指す。 これらに該当する課題は，「複合自由度をもつ電子系の創製と新機能開拓」，「テラビット情報ナノエレクトロニクス」，「21 世紀型高等教育システム構築と質的保証」，「放射線災害医療開発の先端的研究教育拠点」及び「社会的環境管理能力の形成と国際協力拠点」とする。	① 平成 13 年度以前に COE として採択された課題，H14 年度・15 年度・16 年度に 21 世紀 COE に採択された課題に加えて，いくつかの研究課題を重点的育成を図るとともに，新たな研究拠点の発掘をプロジェクト研究センターとして設置することにより重点的育成を行っている。また，各部局でも研究環境の整備に努めた。 具体的な研究環境整備策としては以下のとおりである。 1)○「複合自由度をもつ電子系の創製と新機能開拓」に対しては，平成 17 年度にプログラムが終了することから，今までの成果を踏まえ国際的な研究拠点を形成するためセンター設置を計画し，概算要求するなど取り組むことにした。 ○「テラビット情報ナノエレクトロニクス」に対しては，設備備品費，研究員研究消耗品費等として 300 万円を措置し，人的支援として助手１名を配置した。 ○「21 世紀型高等教育システム構築と質的保証」に対しては，若手研究者及び大学院博士課程の学生の海外研修への参加を促進するための経費及び COE 研究員の研究費等として 416 万円を措置した。 ○「放射線災害医療開発の先端的研究教育拠点」に対しては，若手研究員や大学院学生に対する研究費及び事務支援要員の雇用経費等として 600 万円を措置し，また「COE ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ共同実験室（原医研)」，「COE 共同研究室（霞総合研究棟)」を設置する（研究環境整備費（2,000 万円）の措置に伴う）ことにより事業担当者の密接に連携して研究できる体制を整えた。また，平成 17 年度からて助手 1 名を配置することを決定し，人的支援により事業推進を強

	化することとしている。 ○「社会的環境管理能力の形成と国際協力拠点」に対しては，COE 研究員の雇用経費及び研究費等として 300 万円を措置し，人的支援として助教授 1 名を配置した。
2) 既に高い研究遂行ポテンシャルを有すると考えられる次の課題に関連する学術研究領域の活動を一定の基準で評価しつつ，重点的に整備・強化し，高度な研究拠点化を促進する。 ・ストレス脆弱性克服に挑む教育科学と脳科学 ・超速ハイパーヒューマン技術が開く新世界 ・創造空間の物質科学研究教育拠点 ・量子情報生命融合による新生命観形成拠点	2)○「ストレス脆弱性克服に挑む教育科学と脳科学」，○「超速ハイパーヒューマン技術が開く新世界」，○「創造空間の物質科学研究教育拠点」，○「量子情報生命融合による新生命観形成拠点」に対して，拠点形成経費として合計 340 万円を措置し，部局等においても部局長裁量経費から予算措置し，共同研究スペースを確保するなどの支援を行った。
3) 今後の研究活動によって国際的基準で高い評価を受けるポテンシャルをもつと考えられる学術研究領域は，「プロジェクト研究センター」として，一定の基準で評価を行いつつ，重点的育成を図る。	3)今後の研究活動によって国際基準で高い評価を受けるポテンシャルを持つと考えられる学術研究領域の育成を図るため，平成 16 年度には新たに「世界遺産・厳島ー内海の歴史と文化プロジェクト研究センター」，「量子情報生命科学国際プロジェクト研究センター」等の 8 つの「プロジェクト研究センター」を設置し，合計 49 のプロジェクト型の研究活動の推進を図った。
② これらの研究拠点形成の進展に伴う研究体制の再構築を評価を加えつつ検討するとともに，必要に応じて教育体制の見直しとも連動した大学院研究教育グループの再構築及び「広島大学の長期ビジョン」に示された行動計画に従った大学院再編成に取りかかる。	② 「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」達成に向けて，基盤的・先端的研究を推進するための研究体制を重点的に整備するための第一段階として，大学院講座化の早期完成をめざし，平成 16 年 4 月，社会科学研究科並びに保健学研究科の講座化を行った。また，大学院将来構想検討 WG を設置し，3 つの新研究科設置構想を検討した。そのうち，総合科学研究科（仮称）については具体化の決定を行い，設立構想案を作成中である。
27 **【成果の社会への還元に関する具体的方策】**	
① 学術情報や共同研究の総合相談窓口としての大学情報サービス室の機能を更に充実させた「地域連携センター」を設置する。	① 「地域連携センター」を設置し，学術情報や共同研究の総合窓口機能を充実させるとともに，学内資源紹介・学術総合相談・連携事業のコーディネートなどを行った。さらに，26 国立大学の地域貢献シンポジウムを開催し本学の社会連携活動についてＰＲも行なった。
② 「地域連携センター」を社会連携推進機構の中に位置付け，学内の多様な知的資源を社会へ還元する。	② 地域連携センター・産学連携センター・知的財産社会創造センター・医療社会連携センター等からなる社会連携推進機構を設置し，地域連携センターはその総合窓口として，他センター等と協働し，学内の多様な知的財産を社会に還元する機能を担うこととなった。
③ 広く人材を求めるため，任期制の積極的な活用などにより，国内外の大学や研究機関，さらには民間企業等との研究者の人事交流を図る。	③ 広島大学内地研究員規則(平成 16.4.1)を制定し，研究員・受託研究員・内地研究員等による研究者の人事交流に関する条件整備を行った。
④ 「産学連携センター」を中心に大学発ベンチャービジネスの起業を積極的に推進する。	④ 産学連携センターにおいて，ベンチャー企業設立のため 2 事業各 150 万円支援するとともに，起業家養成講座を合計 23 回（受講者 75 名）開催した。また，医療社会連携センターでも 8 件の起業（予定含む）及びそれを目指した共同研究をコーディネートしている。さらに，先端物質科学研究科では，起業の情報提供や企画を行なっている。
⑤ 社会的ニーズに応える重点分野の研究を積極的に推進するための環境整備を行う。	⑤ 本学の知的資産を産学官連携のみならず多様な分野で幅広く活用し社会との双方向の連携を進めることにより，社会と大学の新たな発展を生み出すため社会連携推進機構(機構の構成については 27-②参照)を設置した。
⑥ 学術書等の刊行を行う「広島大学出版会」を設置する。	⑥ 平成 16 年 4 月に，学術書等の刊行により，研究教育の成果の普及を図るため「 広島大学出版会」を設置し各部局長より提案の 38 件の企画書から本年度刊行可能と判断した 2 件を出版した。
⑦ 社会連携担当副学長の下に社会連携活動全般に係る企画・立案，評価及び改善の機能を持つ「社会連携室」を設置する。	⑦ 平成 16 年 4 月，社会連携活動全般に係る企画・立案，評価及び改善の機能を持つ「社会連携室」を設置した。
⑧ 「社会連携室」において，学術・科学技術の理解増進，社会への還元，地域における科学技術振興など，社会との新しい関係	⑧ 学術・科学技術の理解増進，社会への還元，地域における科学技術振興など，社会との新しい関係の構築体制を整備するために，社会連携推進機構(機構の構成については 27-②参照)を設置した。このほか，国際協力研究科など 10 研究

の構築体制を整備する。	科・センターにおいて，NGO との交流協定，TLO 活動の強化，地域医療ネットワークの促進，リーガル・サービス･センターの準備などの活動を推進した。
28【研究の水準・成果の検証に関する具体的方策】	
① 研究・国際担当副学長の下に学術研究活動全般に係る企画・立案，評価及び改善の機能を持つ「学術室」を設置する。	① 平成 16 年 4 月，学術研究活動全般に係る企画・立案，評価及び改善の機能を持つ「学術室」を設置し，「学術情報調査会議」(後述 28-②)・研究拠点形成の基本方針策定のため「研究拠点推進会議」などの組織的整備を行った。
② 「学術室」において，国内外及び学内における研究活動の情報を収集・分析するとともに，研究の水準・成果の検証方策を検討する。	② 「学術室」に学術情報動向の調査・分析及び学術研究費獲得の企画を行うため,「学術情報調査会議」を設置し，国内外及び学内における研究活動の情報を収集・分析するとともに研究の水準・成果の検証方策を検討することとし，16 年度は国内の学術情報の収集を行いその動向について調査した。また，科学研究費補助金採択率アップに努力した。
③ 組織単位又は個人単位で，明確な研究目標を設定し，研究を推進する。	③ 組織及び個人でそれぞれの責任で研究を推進し，目標や成果は教員活動状況調査システムや広島大学産学共同活動テーマ データベース「ひまわり」で公表した。
④ 研究活動及び研究業績の評価を実施する公正で効果的な評価体制を検討する。	④ 評価委員会内にWG（教員の個人評価システムの構築）を設置し，計 13 回の検討を行い，その間他の国立大学・私立大学の動向について調査も行ってきた。評価委員会では，次年度以降も継続的に他大学等の調査を行い，実施可能な評価体制の構築のため検討を進めていくこととしている。また，いくつかの部局でも，公正で効果的な評価体制の検討に着手した。

（2）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

年度計画	計画の進行状況等
29【適切な研究者等の配置に関する具体的方策】	
① 「学術室」において，研究活動の評価・改善等の方策を検討するとともに，大学として重点的に取り組む領域を中心に学術研究推進のために必要な研究者等の重点的配置方策を検討する。	① 学術室に学術活動の評価・点検を行うため学術評価会議を設置し検討に着手したほか，6 部局では将来構想と関係して検討を行った。
② 世界水準の研究成果の達成を目指し，研究拠点形成計画を土台として，研究分野の発展状況を反映した大学院研究科の再編成に取りかかる。	② 「世界トップレベルの特色ある総合研究大学」達成に向けて，基盤的・先端的研究を推進するための研究体制を重点的に整備するための第一段階として，大学院講座化の早期完成をめざし，平成 16 年 4 月，社会科学研究科並びに保健学研究科の講座化を行った。また，大学院将来構想検討 WG を設置し，３つの新研究科設置構想を検討した。そのうち，総合科学研究科（仮称）については具体化の決定を行い，設立構想案を作成中である（26-②の再掲)。
③ 優れた研究業績を上げ，世界をリードし得る研究領域を洗い出し，本学の存在感を高める研究領域の創成に着手する。	③ 優れた研究業績とくに世界をリードする研究領域の把握のため，科学研究費補助金データベースを構築し，学術室の学術情報調査会議と研究拠点推進会議の合同で研究拠点形成策の検討に着手している。
④ 附置研究所・研究センターと大学院研究科・学部との教員の人事交流を図る。	④ 学術室の学術情報調査会議において検討に着手している段階である。
⑤ 国内外から優れた人材を確保するため，特任教員制度などの条件整備を行う。	⑤ 本学におけるプロジェクト事業を一層推進するため,「広島大学特任教員取扱要項(16.4.1)」を制定し，条件整備を行うとともに，19 名(特任教授 3 名，特任助教授 2 名，特任教員 5 名，客員教授 8 名，客員助教授 1 名）を研究推進のために採用した。
⑥ 任期制の活用などにより, 国内外の大学，研究機関，民間企業との研究者の人事交流を図る。	⑥ 任期制の活用などにより，実務経験が豊富な人材（経済産業局や県庁等の職員）を３名専任教員等に招聘した(後述 56-①参照)。
⑦ 研究補助者や技術支援者などを組織化した「技術センター」を設置する。	⑦ 平成 16 年４月に，教育・研究活動における全学的な技術支援体制の構築と，それを担う技術職員の技術および技能の発展継承をねらいとして「技術センター」を設置し，学術室において技術支援を計画的・効率的・効果的に実行する組織とするための移行計画を策定し実施中である。
30【研究資金の配分システムに関する具体的方策】	
① 「学術室」が行う研究活動の評価に基づ	① 戦略的・重点的研究支援の一環としての経費配分方式に関して，学術室にお

く，学術研究推進のための研究資金の具体的配分について検討する。	いて検討と実施（COE 関係 5 件，大学として支援する研究拠点 3 件，公募による支援１5 件，若手 3 件，ＰD5 件）を行った（25-①，25-②参照)。また，８部局において部局長裁量経費からプロジェクト研究支援のため配分するなど研究推進の措置を行なった。
② 研究の活性化を図るため，基盤的経費の配分に加えて，評価に基づく競争的配分システムの導入を検討する。	② 学部・研究科等へ実験・非実験の区分に対応した積算単価による研究費を配分したほか（25-②参照)，学内競争的資金として，研究支援金・研究拠点形成支援経費・特別研究員経費・地域貢献研究事業に総額約 7,500 万円を措置し，さらに学長裁量経費(総額 30,000 万円)から約 24,000 万円を 30 件に対し 11 月に配分した。
31【研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策】	
① 研究設備の効率的な活用を全学的に実施するための運営体制を検討する。	① 学術室の活動の連絡・調整及び学術室の運営基本方針の策定するため「学術室運営会議」を設置し，本運営体制の構築に関して検討を開始したほか，４部局でも共同利用可能な施設の整備を検討・実施した。
② 全学的観点から，優れた研究のための設備の更新や新規設備の導入に際し，支援を行う。	② 優れた研究のための設備の更新や新規設備の導入に際し，支援を行うため全学的観点から概算要求を行い，平成 16 年度研究用設備として,「高エネルギー光電子分光システム」及び「遺伝子改変・機能解析統合システム」の購入経費が措置された。
③ スーパーＳＩＮＥＴを活用した研究活動を全学的に支援し，発展させる。	③ スーパーＳＩＮＥＴを活用した研究活動は，これまでにも特定の分野において実施されて来たが，全学的な利用を目指して，学術室と情報政策室が連携して，全学的な利活用調査を実施した。
④ 学術標本資料の調査・収集，保存・管理を一元的に行い，学術研究の特色，成果などを社会に発信する「総合博物館」の年度内設置に向けて検討する。	④ 学術標本資料の調査・収集，保存・管理を一元的に行い，学術研究の特色，成果などを社会に発信する「総合博物館」設置のため「総合博物館設立準備会議」を設置し，総合博物館の設立案を答申した。
32【知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策】	
① 「知的財産社会創造センター」を社会連携推進機構の中に位置付け，知的財産戦略，知的財産創出・取得のマネージメント，知的財産の管理・活用指針，研究成果・秘密情報の保護，知的財産に関する学内啓発等を統括・推進する。	① 知的財産社会創造センターの存在と役割を，各研究者宛のメールや各種資料の送付及び掲示板へのチラシ掲示等々によりＰＲして発明相談を喚起した。特に学会シーズン前には，学会発表前の特許出願を喚起するメールの送信を行った結果，発明相談件数は順調に増加している。相談件数は 316 件（前年度実績の 2〜3 倍）に相当する．この発明相談件数の増加は発明届出件数や特許出願件数の増加に直結し，発明届出件数は 187 件（前年度の 2 倍以上）に，特許出願件数は 127 件（前年度の 4 倍）に達している。
② 学内研究グループや広島ＴＬＯとの協力関係の構築を図り，知的財産の生産・技術移転を効果的に推進する。	② 知的財産社会創造センター発明審査会の学外委員への TLO 要員任命，TLO による発明届出案件への事前審査，出願公開以前の未公開特許情報の会員公開など連携を強め，協力関係の構築を図った。
33【研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策】	
① 「学術室」において，継続的に大学全体および研究組織・教員の研究活動・研究成果の点検を行い，点検結果に基づいて改善策を講じ，改善結果を確認するシステムを検討する。	① 学術室に学術活動の評価・点検を行うため学術評価会議を設置し検討に着手した。一方，各部局等においても公正で効果的な評価体制の検討に着手したほか，自己点検報告書や外部評価の充実に努めている。
② 研究活動において業績の優れた教員には，給与その他の面で配慮することにより研究の活性化を図るシステムを検討する。	② 平成 14 年度から学長表彰制度を設け，平成 16 年度には研究活動で 3 人を表彰した。 その他，評価委員会内にＷＧ（教員の個人評価システムの構築）を設置し，人事評価のあり方について検討を行ってきた。次年度以降も継続的に他大学等の調査を行い，実施可能な評価システムの構築のため検討を進めていくこととしている。 また, 優れた研究を実施した教員に対して研究スペース等の面で優遇するなどの措置や措置の検討など 4 部局において取り組みをおこなった。
34【全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策】	

① 原爆放射線医科学研究所及び本学が戦略的に研究を推進する特別研究センター（放射光科学研究センター（全国共同），ナノデバイス・システム研究センター，高等教育研究開発センター，教育開発国際協力研究センター）の拡充を通じて，全国レベルの共同研究を推進する。	① これらの組織では21世紀COEプログラムを実施しており，当該プログラムへの支援を行ったが（25-①参照），組織拡充の検討には至っていない。 放射光科学研究センターにおいては，全国的な共同研究を推進した。
② 自然科学研究支援開発センターの研究支援機能の充実を通じて学内共同研究の促進を図る。	② Q-TOF機器，MALDI-TOF-MS，遺伝子実験施設をはじめセンターの利用が拡大し，DNAシーケンサー2台をサテライトに設置するなどした。それをふまえて自然科学研究支援開発センターの研究支援機能を充実するための改組案を作成している。
③ １．５m光学反射望遠鏡を中核に，本学の宇宙天文研究･教育を推進するとともに，大学共同利用機関法人自然科学研究機構等と連携し，全国の大学等との共同研究及び共同利用を推進する「宇宙科学センター」を設置する。	③ 平成16年4月宇宙科学センターを設置し，センター内に宇宙科学センター運営委員会を設け，国立天文台との協定書の取り交わしや名古屋大学理学研究科と覚書の取り交わしに関する案作成など共同研究を推進している。
35【学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項】	
① 新しい知の創造を目指した大規模プロジェクト研究に積極的に参加できるよう，組織にとらわれない研究グループを編成し，それを全学的に支援する体制を構築する。	① 組織にとらわれない研究グループ編成を全学的に支援する体制を整えるために学術室を設置し，プロジェクト研究センター措置などを推進している。　また，総合科学研究科（仮称）の構想案の中に「21世紀科学プロジェクト群」を盛り込み，部門を超える自由な組み合わせによってプロジェクト・チームの結成を計画している。
② 特色ある優れた研究グループの組織を時限的に「プロジェクト研究センター」として措置し，その研究領域の推進を図る。	② 学術室においてプロジェクト研究センター運営会議を設置し，自己点検・評価実施要領や広報活動の方策について検討している。また，幾つかの部局において，特色ある研究をプロジェクト研究センターとして措置し，その研究の推進を図っている(25-④参照)。

３．　その他の目標

（1）社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

年度計画	計画の進行状況等
36【地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策】	
① 産学官民等のニーズに対応した社会連携活動推進のための体制整備として「社会連携推進機構」を設置する。	① 地域連携センター・産学連携センター・知的財産社会創造センター・医療社会連携センター等からなる社会連携推進機構を設置し，地域連携センターはその総合窓口として，他センター等と協働し，学内の多様な知的財産を社会に還元する機能を担うこととなった（27-②参照）。
② 地域連携事業を推進するための窓口・コーディネート機能を強化するとともに，地域の経済団体などの民間団体との連携を拡充強化する。	② 中国経済産業局シリコンヒルズ構想への参加と拠点形成（先端物質科学研究科），中国地域バイオ産業推進協議会への参加（産学連携センター，医療社会連携センター）を行って連携を強めたほか，地域連携センター及び医療社会連携センターにおいて，コーディネーターを通じて学術総合相談を行ってきたが，地域団体と部局等との情報提供や連携が十分でなく，改善の必要がある。
③ 地域から研究課題を募集して本学の資金と人材で研究する「地域貢献研究」など地域貢献事業を更に発展させ推進する。	③ 地域連携センターによる地域貢献研究（特定課題プロジェクト）事業を実施した（25-⑥参照）。
④ ライブ授業のアーカイブ化の実施や貴重資料などのデジタルコンテンツ化を進め，個人でも利用可能な多様な学習システムの開発に着手するとともに，地域の生涯学習機関と連携した講師や教材等の相互利用システムを検討する。	④ 広島大学デジタルアーカイブを設置し，「講義アーカイブス」，「自然史博物館」，「デジタル郷土図書館」「埋蔵文化財博物館」の 4 展示館を開設し，さらに，サテライトキャンパス・学校・公民館等でインターネットで受信し，一般市民が自由に利用できるシステムを検討している。また，情報メディアセンターで映像ライブラリーコンテンツの開発･充実を進め,広島大学原爆放射線医科学研究所が収集してきた原爆･被ばく資料のデータベース化などを行った。
⑤ 公開講座などの大学の機能的開放事業や	⑤ エクステンションセンターを設置し，公開講座・放送セミナー・エルネット

正課教育開放事業などを積極的に推進するため,「エクステンションセンター」を設置する。	オープンカレッジ･広島夕学講座など機能的開放事業を総括的に推進した。
⑥ 社会連携推進協議会やサテライト・オフィスなどを通して，地域ニーズの把握機能を強化し，地域連携活動を活性化する体制を整備する。	⑥ 「大学情報サービス室」を「地域連携センター」に移行・設置し，地域社会が求めるニーズの収集を行うとともに広島大学の情報発信を積極的に実施した。西条サテライトオフィスを常設し，東広島市との連携事業の推進，市民からの相談受付，大学からの提案事業，公開講座などの大学事業の支援を実施したほか，福山にもサテライトオフィスを設置し，東部地域における本学の社会連携の窓口機能を拡大する計画である。
⑦ 本学の首都圏における教育研究活動及び社会連携活動の拠点として,「東京リエゾンオフィス」を設置し，積極的な活動を展開する。	⑦ 東京リエゾンオフィスを平成 16 年 4 月に設置し，産学官連携，学生就職の支援・入学生募集の支援，同窓会の支援，JST など外部組織との連携･交流，東京イブニングセミナーの定期開催，情報の受発信等を行った。
37【産学官連携の推進に関する具体的方策】	
① 産学官連携活動を促進するため，地域共同研究センター，ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー及びインキュベーションセンターを統合した「産学連携センター」を設置し, 社会連携推進機構の中に位置付ける。	① 産学連携センターを設置し，これまで個々に活動していた各センターの人的・物的資源を有効に活用するとともに，産学連携情報の共有化・一元化が可能な組織作りを行った（27-②参照)。
② 大学シーズを発掘し企業ニーズとのマッチングを図ることにより, 共同研究･受託研究を推進する。	② 共同研究・受託研究に結びつく研究成果を発掘するため，リエゾンフェローや客員教授を担当者に任命し，研究室訪問（200 件）を積極的に行った。また，医療ベンチャーコンソーシアムの開催(医療社会連携センター）などにより，平成 16 年度は，180 件の新規シーズの公開が可能となり，共同研究数が増加した。
③ 技術相談窓口機能を更に強化し，地域の技術相談にワンストップで対応する。	③ ワンストップ機能を充実させるため,「技術相談マニュアル」及び「共同研究・受託研究の手引き」を作成した。
④ リエゾンフェアの開催，シーズ集のホームページ公開などにより，研究成果等を迅速に社会へ発信する。	④ リエゾン・フェア（東京･福山・北京）開催，産学連携情報 HP「ひまわり」を公開（登録分野数 386)，更に，最新の産学連携情報をメールマガジンとして発信しており（22 回)，1 回あたりの発信件数は，約 3,000 件を維持している。また，各部局でも HP 等による発信を行ってきた。
⑤ 計画的に企業を訪問し企業情報・企業ニーズを収集する。	⑤ 産学連携センター，部局（先端物質科学研究科）による計画的な企業訪問が実施され，企業情報・ニーズの収集を行った。
⑥ 中国地域産学官連携サミット並びにコラボレーション会議を積極的に推進する。	⑥ 中国地域産学官コラボレーション会議事務局（中国経産局，中経連，広島大学）として,「中国地域発展のための産学官連携マスタープラン」実現に積極的な役割を担った。
⑦ 広島ＴＬＯに積極的に関与するとともに，ＴＬＯへの参加大学等と連携して，産学官連携活動を推進する。	⑦ 広島 TLO へ積極的関与するとともに(32-②参照)，徳島大学及び山口大学の知財本部と共同して「中四国ブロック産学官連携ビジネスショー」を開催するなど TLO 参加大学等との連携を行った。
⑧ 地域の企業や企業グループと大学との間の組織的な研究協力ネットワークを拡大する。	⑧ 大学間の包括的共同研究契約（国際協力銀行など 4 件)，部局間の包括的共同研究契約（常石造船，東広島教育委員会など 4 件)，包括的共同研究契約から個別共同研究に結びついたもの 19 件が締結されたほか，医療ベンチャーコンソーシアム，中国地域 MOT コンソーシアムによるネットワーク形成を行い，自治体と協力したものづくりネットワークの結成準備を進めた。
38【地域の公私立大学等との連携･支援に関する具体的方策】	
① 「平和を希求する精神」の理念の下，県内の平和科学関係組織と結成した平和科学コンソーシアムを中心に地域の大学等と連携して，平和に関する教育などの共同事業を推進する。	① 平和科学コンソーシアムを結成し，講演会の実施（学術顧問小和田恆，国連調査訓練研究所広島事務所長ナスリン・アジミ，国連大学客員教授山中燁子，いずれも国際協力研究科と共催）,「峠三吉被爆日記」「マーシャル諸島アイルック環礁民の被ばく証言集を刊行した。また，広島国際センターアジア塾，広島県地域女性団体協議会，長崎大学ＮＩＣＥキャンパス，ＪＩＣＡ広島センターへそれぞれ講師を派遣した。
② 地域の大学等と施設の相互利用，大学間遠隔講義，単位互換などの教育研究面の交流を推進する。	② 広島県高等教育機関協議会の単位互換事業に参加し，法学部・経済学部夜間主コースの 33 科目を提供した。本事業には広島地域の国公私立 20 大学の学生約 600 名が参加した。また，平成 16 年 8 月に SCS を利用した中国・四国地区国立大学間授業を「世界平和を考える」というメインテーマのもとに実施し，10 大学約 800 名の参加があった。

39【留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策】

① 留学生交流や教育研究上の交流推進のための全学的体制を整備・拡充する。

① 留学生相談協議会によって各部局等と情報交換を行ったほか，留学生，日本人学生，留学生関係部局・センターの教職員を交えて意見交換や交流を深め国際交流会を開催した。また，NPO の留学生相談担当者と会合を行い，協力関係を強化した。

② 留学・海外研修制度を拡充し，学生・教職員の海外派遣・海外授業を推進する。

② 大学間・部局間交流協定による派遣の推進，文部科学省海外先進教育研究実

③ 広島大学北京研究センターを拡充するとともに，他の海外拠点の設置について検討を進める。

④ 外国大学・機関への情報提供や連携を強化し，国際大学ネットワーク（ＩＮＵ）の拠点校として貢献する。

⑤ 教育活動のメディア・コンテンツ化を推進し, 国際社会対応の遠隔教育を検討する。
⑥ 国際的な認証制度の利用等により，教育研究活動の国際標準化を検討する。
⑦ 留学生・外国人研究者交流を促進するため，新しい奨学金制度の導入，施設の整備，情報システム，キャンパス内コミュニケーションの多言語化を検討するとともに，自治体との協力体制を進める。

⑧ 留学生のための「特別コース」の開発・設置の推進を図る。
⑨ 帰国留学生の支援や交流を促進するため，帰国留学生に関するデータベースの開発に着手する。

40【教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策】

① 長期的視野から将来にわたって国際社会に貢献できる人材を計画的に養成するとともに教職員の国際的活動能力を育成するためのＦＤ，職員研修（ＳＤ）の充実を図る。
② 国際活動評価システムの確立と，国際交流活動に貢献した学生・教職員の表彰制度の創設を検討する。
③ 途上国の大学や海外協定大学と連携して，共同開発事業等を推進する。

④ 独立行政法人国際協力機構，ＮＧＯ・ＮＰＯ，国際機関の教育・研究・医療・技術支援等の活動への参加を促進する。

⑤ アジア地域における人材養成の国際的な拠点としての機能を整備する。

	拠点大学方式による中国研究者の受け入れ推進（放射光センター）など人材養成機能を強めた。

（２）附属病院に関する目標を達成するための措置

年度計画	計画の進行状況等
① 病院長の支援組織として「病院長室」を設置する。	① 病院長，主席副病院長，副病院長，病院長補佐，薬剤部長，看護部長，診療支援部長，運営支援部長をメンバーとした病院長室を設置し，このメンバーを委員とした病院運営企画会議で医療担当副学長も委員に加わり平成16年5月1日に第 1 回目を開催し，年度計画達成のため継続して検討を始めた。平成 16 年度は 24 回開催した。
② 医療担当副学長との連携システムを構築する。	② 病院運営に関して戦略・収支状況の把握・評価方法を医療担当副学長と病院長で副学長室において週 1 回程度打ち合わせを行っているが，連携システムの構築には至っていない。
41【良質な医療人養成の具体的方策】	
① 「臨床実習教育研修センター」を新設する。	① 平成 16 年 4 月 1 日付けで専任職員を配置した臨床実習教育研修センターを設置した。
② 同センターにおいて，医系の新卒後臨床研修カリキュラムを実践する。	② 平成 16 年 4 月 1 日から医系研修必修化に対応したカリキュラムを実践し，アンケートによる調査を実施して魅力あるカリキュラムの構築に向けて継続して検討を行い見直しを行った。
③ 平成１８年度から必修化される歯系の卒後臨床研修カリキュラムの内容及び実施体制の計画案策定に着手する。	③ 平成 18 年 4 月 1 日から実施予定の歯系研修必修化に対応する実施体制，プログラムの作成及びカリキュラムの検討を開始し，準備に着手した。
42【研究成果の診療への反映や先端的医療の展開のための具体的方策】	
① 臨床試験部の機能を整備・充実する。	① 未来医学・医療に対応できる組織について整備・充実について検討しているものの，具体案の作成には至っていない。
② 高度先進医療の承認件数・実施件数を増やす。	② 高度先進医療の申請・実践するシステムを構築したが，厚生労働省への申請・承認件数はなかった。また，実践件数も増えていない。
③ 受託研究及び治験受託件数の増加を図り，実施率を上げる。	③ 治験受託件数については，昨年度（平成 15 年度）とほぼ同数を確保したが，支援システムの構築には至っていない。
43【質の高い医療とサービスの提供に関する具体的方策】	
① 標榜する診療科名の見直し及び人員配分を含めた中央診療施設の再編を行う。	① 中央診療施設の再編に関する検討は始めているが，診療科名の見直し及び人員配置には至っていない。
② 三次被ばく医療機関の機能を整備する。	② 平成 16 年 9 月 1 日付けで「緊急被ばく医療推進センター」を設置し，文部科学省から委託された「平成 16 年度　地域の三次被ばく医療体制整備調査」についての事業を実施した
③ 新外来棟・中央診療棟の建設計画作成に着手する。	③ 新外来棟・中央診療棟の計画は霞団地全体に大きく影響するので，団地全体の再編整備計画として位置づけ多角的に検討する必要がある。平成 16 年度は現状施設の問題点を把握し，その結果に基づき施設整備基本構想（複数の整備計画案）を作成した。
④ 平成１７年度に新設する「高度救命救急センター」の設置準備を行う。	④ 高度救命救急センター設置 WG を設けて検討の結果，医師や看護師などの人員配置，病床配置及び医療機器などの環境整備，センター運営のための他診療科の支援体制等を構築し，平成 17 年 4 月 1 日に高度救命救急センターの設置に向けて整備した。
⑤ 院内のＩＴ化を進め，病歴管理室の機能を充実・強化する。	⑤ 病歴管理に関するＩＴ化の一環として「がん登録」に係るシステムを構築し，クリニカルパス（理想的かつ実現可能な医療を達成するために必要な事項をスケジュール表に記載したもの）の実施により，ガン登録を推進している。
⑥ 患者サービス充実のため，看護師の外来診療科専従化を行う。	⑥ 看護部において検討の結果，外来看護単位の見直しや人員配置などの環境整備を行ったものの配置には至らなかった。
44【効率的な経営に関する具体的方策】	
① 医療担当副学長の下に，病院経営全般に係る企画・立案，評価及び改善の機能を持つ「医療政策室」を設置する。	① 平成 16 年 4 月に，病院経営全般に係る企画・立案，評価及び改善の機能を持つ「医療政策室」を設置し，『病院管理会計システム』の試行的稼働，病院の中央診療施設等を中心としたＩＳＯ９００１認証の取得準備など，病院経営・

	運営に関する様々な方策について企画・立案し，実施した。
② 「医療政策室」と密接に連携した健全な病院経営を実施する。	② 健全な病院経営の実施に向けて当室と病院経営企画グループとが連携し，完成度は十分ではないものの，病院経営分析に必要な『病院管理会計システム』を試行的に稼働させるまでに至った。
③ 医療材料（薬品を含む）管理のＩＴ化を進め，在庫の縮小を行う。	③ 病院長及び病院の諸部署との組織的な『連携システム』構築の下で，医療材料（薬品を含む）管理のＩＴ化を進め，在庫を縮小する計画を立てたが，組織的な『連携システム』構築に至らず，かつ，『物流システム』を稼働させたものの，その完成度は低く，在庫の縮小が薬品等の部分的なものに止まった。
④ 毎月，収支バランスの評価・検討を実施する。	④ 病院長及び病院の諸部署との組織的な『連携システム』構築の下で，収支バランスの評価・検討を実施する計画を立てたが，組織的な『連携システム』構築に至らず，かつ，毎月「病院運営企画会議」で収支バランスに関する資料に基づき評価・検討を実施しているものの，原価計算等に基づかず，科学的根拠に乏しいものであった。
⑤ 医員の員数及び配置並びに処遇の改善を行う。	⑤ 院長及び病院の諸部署との組織的な『連携システム』構築の下で，医員の員数及び配置並びに処遇の改善を行う計画を立てたが，組織的な『連携システム』構築に至らず，かつ，処遇改善の一方策として 10 人の医員を任期付き（1 年）助手へ配置換えしたものの，医員総数の 6%弱に過ぎず，かつ，その他の処遇面での改善が実現できなかった
⑥ 診療報酬の請求漏れを防ぐため，外来及び病棟にクラークを配置する。	⑥ 病院長及び病院の諸部署との組織的な『連携システム』構築の下で，診療報酬の請求漏れを防ぐために外来及び病棟にクラーク（派遣事務員）を配置する計画を立てたが，組織的な『連携システム』構築に至らず，かつ，各病棟，手術部等にクラークを配置したものの，業務内容が，来院者への応対，電話応対，事務的雑務業務の処理などに止まっており，機能として「診療報酬の請求漏れ防止」までには至っていない。

（３）附属学校に関する目標を達成するための措置

年度計画	計画の進行状況等
45**【附属学校の再編・統合に関する具体的方策】**	
５地域に分かれている附属幼稚園・小・中・高等学校の３つの組織への再編・統合・移転計画の策定に着手する。	附属学校室会議の下に管理・運営 WG を設けて検討し，平成 16 年 11 月に再編・統合・移転計画の基本案をまとめた。附属学校室で基本案を基に検討し，平成 17 年 3 月「附属学校再編・統合・移転計画（1 次案）」を作成し，附属学校室会議において継続して検討中である。
46**【大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策】**	
① 附属学校担当副学長の下に附属学校と大学との連携体制を強化し，附属学校運営全般に係る企画・立案，評価及び改善の機能を持つ「附属学校室」を設置する。	① 附属学校に係る管理運営に関する事項について，全学的な立場で意見を得て，企画・立案を行うために，校長会議メンバーの一部と全学からの兼務教員をメンバーとした「附属学校室」を設置した。
② 大学教員や大学院生が附属学校で授業を担当したり，附属学校の教員が学部の授業を担当して，ＦＤ等，教育方法改善の場として活用する。	② 各学校園において，大学研究科・学部と附属学校及び附属学校相互の教育交流を実施した。また，教育研究ＷＧを設置して実施状況について調査・分析を行い，大学研究科・学部と附属学校間の教育交流および附属学校相互の教育交流について今後の検討課題を整理した(18-②再掲)。
③ 大学における専門的学問研究上の調査に対して積極的に協力する。	③ 「学部・附属学校共同研究機構」において，学部・附属学校共同研究「研究プロジェクト」を全学に募集したところ，52 件（約 1,100 万円）の応募があった。附属学校室において審査を行い採択を決定し，共同研究を行った。
④ 大学の協力により教育実践的課題に関する先進的な研究を行う。	④ 各附属学校で課題を設定し，・「幼小連携を志向するプロジェクト」・「生活・心の安定」　・「幼小中一貫を目指す 21 世紀型学校カリキュラムの研究開発 」・「表現・コミュニケーション能力の育成をねらった教育実践」　・「サイエンスプログラムの教育実践」・「スーパーサイエンスハイスクールの研究開発を通して，ＳＳクラスを含むカリキュラムについての実践研究」などを行った。
⑤ 大学院教育学研究科附属教育実践総合センターを主体とした大学との連携を図り，多様な教育実習に対応するとともに，教育実習の在り方や，教育実習の先進的教育課	⑤ 多様な教育実習に対応するため教育実習セメスターの変更について変更について検討を行った。

程に関する実践研究を行う。	
47【学校運営の改善に関する具体的方策】 ① 校長のリーダーシップがより発揮できる学校運営を行うため，校長の選考方法を検討する。 ② 園児・児童・生徒・教育実習生・教職員が心身共に安全で且つ健康的であるように老朽化した校舎・施設などの環境の整備を図る。 ③ 学校業務が機能的に運営できるように校園内のシステムを見直す。	① リーダーシップがより発揮できるような校長を選考するため,「広島大学附属学校校園長候補者選考内規」,「広島大学附属学校運営規則」を策定した。 ② 東雲小・中学校校舎の修繕及び安全管理関係の工事・修理・取替等を行った。しかしながら各学校園とも老朽化した校舎・施設・設備であるため，整備に要する経費が十分でないという問題点は存在する。 ③ 管理・運営WGにおいて現状分析を行い,「検討すべき要点」を整理した。（検討すべき要点） ・附属学校教員のキャリアパスの検討・確立，校長の権限の明確化，副校長（教頭）の職務の明確化，校長の職務のうち副校長への専決事項移譲内容の明確化，主幹の職務内容の明確化，危機管理に関する職務分担構図，学校業務の機能性と定期的なシステムの検討事項　など
48【附属学校の目標を達成するための入学者選抜方法の改善に関する具体的方策】 入学者選抜方法を継続して検討し，教育実習や研究の目的に沿った園児・児童・生徒の受け入れを図る。	教育・研究WGにおいて，入学者選抜方法の改善等について検討を行った。1. 全国の大学附属学校のデータ（選抜方法，進路）を可能な範囲で収集した。2. 現在，小学校(3)，中学校(4)，高等学校(2)，幼稚園(2)の各学校園が，それぞれの立場で今までの積み重ねにより入学試験の方法を確立しているが，平成 17 年度入学生から，附属福山高等学校に附属三原中学校からの連絡進学定員 20 名を新たに設けることとした。　3. 今後は，入試の方法，問題の作成等，具体的な問題について検討することとした。
49【公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策】 公立学校との人事交流を促進することにより，相互の資質向上を図る。	広島大学(附属学校)と広島県教育委員会との間で，平成 17 年 3 月に人事交流に関する覚書・協定書を締結した。また,管理・運営WGを設置し，人事交流に関する問題について現状分析を行い「検討すべき要点」を整理した。（検討すべき要点） ① 学外 ｱ）短期・長期の研修者の積極的な受け入れ。 ｲ）新規採用は，博士課程前期（修士）修了以上の学歴の教員を原則とする。高等学校教員には，教育学研究科以外の研究科修了生も混在することが望ましい。出身大学にこだわらない。 ② 学内 附属間の交流の活性化を図る。
50【全国的に模範となる教育を行うための具体的方策】 学校園毎に特色ある教育課程を編成して基礎的・先進的教育実践を行う。	・「森の幼稚園」　・「小学校における教科担任制を基本とした 21 世紀型の教育開発」　・「企業との教育連携」・「米国姉妹校との国際交流教育の実践」　・「スーパーサイエンスハイクール（SSH），サイエンス・パートナーシップ・プログラム（SPP）の研究推進により 21 世紀の「知」を創造する教育実践」などの取り組みを行った。また,教育・研究WGを設置し，実施状況について調査・分析を行い,今後の検討課題を整理した。

Ⅱ．業務運営の改善及び効率化

１．運営体制の改善に関する実施状況

年度計画	判断理由（実施状況等）
51【全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策】 ① 学長がその責務を果たすための補佐機構	① 平成 16 年 4 月，教学・経営の最終責任者としての学長が全学の視点，あるい

なって教学及び経営の両面における大学運営に関する企画・立案，執行，評価及び改善に当たるとともに，それに沿った業務を効率的に行う体制を整備する。	能な体制を整備した。又，直接学長に求められる業務については，学長室を設置して学長を補佐する体制を整備した。
55【全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策】 ① 全学的視点からの効率的な人的資源配分のために「部局基礎分」と，「部局付加分」及び「全学調整分」の３区分による教員の人員配分を行う。 ② 基盤的研究を支えるための教員研究費を確保するとともに，研究活動の活性化を図るための研究推進経費として，学長・部局長裁量経費を制度化する。	① 新しい運営形態の下で限りのある資源を有効的に利活用するため教員の人員配分について，役員会の下に教員人員調整会議を設置し，同会議において各部局等のヒアリングを実施の上,「平成 17 年度以降の教員の人員配分の基本方針と配分の進め方について」を策定し，平成 21 年度までの各部局等ごとの移行計画を立てた。 ② 新しい運営形態の下で限りのある資源を有効的に利活用するため予算の配分について，役員会の下に予算編成方針会議を設置し，同会議において各部局等の事業計画等を提出させ，平成 17 年度予算編成方針の早期策定（平成 16 年 11 月）を行い，平成 17 年度当初予算配分を決定（平成 17 年 3 月）した。
56【学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策】 ① ＩＴ，産学連携，地域連携など必要な分野に，学外の有識者や専門家を積極的に採用する。 ② 副学長の下に設置する「室」には，必要に応じて学外の有識者・専門家を非常勤として採用する。	① 産学連携，地域連携などそれぞれの分野において学外実務経験が豊富な人材を，地域連携センターに助教授（2 名），産学連携センターに教授（1 名），入学センターに教授（1 名），助教授（2 名）及び客員教授（1 名），エクステンションセンターにコーディネーター（1 名）を採用し，このことにより地域連携協定件数の増大等，幅広い企画・立案・実施を可能とした。 ② 情報メディア教育研究センターの情報サービス部門に 2 名のシステムエンジニアを採用，全学へのよりよい情報サービスの提供する体制を整備した。また，知的財産社会創造センターにおいても外部有識者（顧問弁護士等）の雇用についても検討したが，採用までには至らなかった。
57【内部監査機能の充実に関する具体的方策】 ① 内部監査体制を確立するために学長の直轄組織として「監査室」を設置する。 ② 各組織の運営目標の効果的な達成や諸活動の効率的な推進を図るとともに，社会的な信頼を確立する。	① 平成 16 年 4 月監査室を設置し，関連規則も整備して内部監査体制を確立した。 ② 業務の効率的かつ効果的な推進を図るため，①授業料の収納方法，②公用自動車の所有，使用及び管理に関することについて内部監査を実施した。改善方法も含めた監査結果については，関係部門と協議のうえ実行した。 本学の円滑な運営を阻害する恐れのあるリスクに対策を講じる必要があるため，私有車の業務使用について内部監査を実施した。改善方法も含めた監査結果については，関係部門と共同して，「私有車の業務使用に関する取扱要項（H17.2.1)」を制定，改善策について実行した。 また，本学の会計処理について信頼性を高めるため，科学研究費補助金をはじめ学内の会計手続きや処理状況について内部監査を実施した。
58【国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策】 本学の果たすべき使命や機能，さらに，教育研究などの質的向上や業務運営の効率化のために，大学間で地域や分野・機能に応じた連携・協力体制を検討する。	事務系及び，技術系職員の採用試験における連携・協力体制を除き，各室においては，従前から開催されている全国会議及びブロック別会議に参加することにより連携を図っているほか，CIC(キャンパスイノベーションセンター)入居の大学で構成した連絡会の設置(平成 16 年 6 月), 中国地区大学との共同リエゾンフェア開催，中国地区法人等情報化推進協議会，広島県高等教育機関協議会（平成 17 年 4 月より教育ネットワーク中国と発展）の会員校として連携を推進した。

２． 教育研究組織の見直しに関する目標

年度計画	判断理由（実施状況等）
59【教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策】 ① 教育研究組織の再編成・見直しは，学長のリーダーシップの下，大学の長期的な戦略や計画に基づき，点検・評価結果を基に行う。 ② 教育研究組織の見直しは,「学長室」が「教育室」及び「学術室」と連携して行う点検・評価（各研究科・学部の点検・評価を含む）に基づいて企画・立案する。	①② 教育研究組織の見直しについては,「学長室」(51-①参照)が「教育室」(17-①参照)及び「学術室」(28-①参照)と連携して行う点検・評価に基づいて行うこととした。 現在は，学長の下に大学院将来構想検討 WG を設置し，教育研究組織の再編・見直しについて計 17 回の検討を行っている。
60【教育研究組織の見直しの方向性】 ① 法科大学院を設置する。	① 平成 16 年 4 月，大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）を設置した。
② 社会科学研究科の改組再編講座化と保健学研究科の講座化を行い，大学院講座化を完成させる。	② 平成 16 年 4 月，大学院社会科学研究科及び大学院保健学研究科の大学院講座化を行い，既設の研究科の大学院講座化を完成させた。
③ 歯学部附属歯科衛生士学校及び同附属歯科技工士学校を早期に４年制大学化（歯学部口腔保健学科）することを検討する。	③ 平成 16 年 4 月，歯学部口腔保健学科設立準備委員会を発足させ，口腔保健学科の内容を詳細に検討し，具体的な設置案を作成した。その設置案を平成 16 年 10 月学内の設置審議会において承認し，歯学部口腔保健学科を平成 17 年 4 月設置することになった。
④ 総合科学部を基礎とする総合系の研究科の設置を検討する。	④ 学長の下におく大学院将来構想検討ＷＧの下に総合科学研究科（仮称）設置構想検討サブ・ＷＧを設置し，数回にわたり検討の結果，総合科学研究科（仮称）設置構想案を作成し，関係方面と設置に向け調整を行った。また，平成 18 年度設置を目指し，総合科学研究科（仮称）設置準備室を設置した。
⑤ 教員養成系の整備については，本学の特色を生かした具体的な構想を検討する。	⑤ 学長の下に広島大学教育研究体制長期ビジョン検討ＷＧを設置し，5 回にわたり本学が「教育の広島大学」という全国ブランドを構築するためには，「中等教員養成のための教育体制の再構築」が最優先課題であるとして，この課題について検討を行った。
⑥ 教育体制の多様化・充実化を推進するため，専門職大学院の設置を検討する。	⑥ 文部科学省で検討が進められている「教員養成の専門職大学院」を想定して，当該関係部局である教育学研究科内にＷＧを設置して，13 回にわたり検討を行った。このことについては，学長の下に設置している大学院将来構想検討ＷＧ及び広島大学の教育研究体制長期ビジョン検討ＷＧとも連携しながら検討を行った。
⑦ 研究拠点形成の進展に伴う研究体制及び教育体制の見直しと連動した研究科再編の検討に着手する。	⑦ 研究科再編は，出来るところから研究科再編に着手することとし，大学院将来構想検討ＷＧの下に情報科学研究科（仮称）設置構想検討サブ・ＷＧを設置した。なお，同サブ・ＷＧで検討の方向性について，2 回検討を行った上，その方向性に基づいてさらに，検討チームを設けて，21 世紀 COE プログラムを核にした具体的実現可能な研究科再編構想案についての検討を行った。

３． 教職員の人事の適正化に関する目標

年度計画	判断理由（実施状況等）
61【人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策】 ① 公正な人事評価システムの検討を進め，教育研究，社会貢献等及び業務運営に係る業績に応じた処遇の実現により，教職員の潜在能力を十分に発揮できる環境整備のあり方について検討する。	① 大学教員の人事評価システムについては,評価委員会が中心となって検討しており，報告書「国立大学法人広島大学における教員の個人評価について」の準備を進めている。大学教員以外の教職員については，人事制度全般の検討・見直しを行うため人事・総務室(後述 66-①参照)付けのタスクフォースとして設置された「人事制度検討会議」において公務員制度改革等の動向及び民間企業での導入例を参考にしつつ検討を行っている。
② 人事評価システムの検討に当たっては，評価基準の客観化や評価の運用面での公正	② 評価基準の客観性及び運用面での公平性を確保等について検討し,大学教員の人事評価システムについては，報告書「国立大学法人広島大学における教員の

性の確保（評価者の訓練，評価結果のフィードバック，苦情処理体制の整備など）を図る。	個人評価について」の作成を準備しており，大学教員以外の教職員については，本学における評価フローの作成に着手するとともに，人事評価ハンドブックの作成に着手した。
③ 人事評価の結果は，平成１８年度を目途とする新給与制度への移行に合わせ，処遇（昇進，昇給，賞与等）へ反映させるシステムについて検討する。	③ 大学教員の人事評価システムについては,評価委員会が中心となって検討しており，報告書「国立大学法人広島大学における教員の個人評価について」の準備を進めている。大学教員以外の教職員については人事制度全般の検討・見直しを行うため人事・総務室(後述 66-①参照)付けのタスクフォースとして設置された，人事制度検討会議において公務員制度改革等の動向及び民間企業での導入例を参考にしつつ検討を行っている（61-①再掲）。
62【柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策】	
① 柔軟で多様な勤務形態の導入について検討する。	① 人事制度検討会議において柔軟で多様な勤務形態について検討を行い,大学教員に「専門業務型裁量労働制」の導入を提案し，適用対象者 1,586 名のうち適用同意者 1,326 名（83.6%）があり，労使協定の締結を行った。附属学校教員に「１年単位の変形労働時間制」の導入を提案し，適用対象者 208 名のうち適用者 204 名（98.1%）があり，労使協定の締結を行った。
② 定年制の弾力的運用と再雇用制度を導入し，柔軟で多様な雇用形態を可能とする人事制度を構築する。	② 大学教員にあっては，定年後を含む再雇用制度として「広島大学特任教員取扱要項」を平成 16 年 4 月 1 日に制定し，平成 16 年度において契約職員 1 名，日々雇用職員 7 名，パート職員 11 名を雇用した。大学教員以外の教職員については，定年後に再雇用を希望する者について選考のうえ任期付職員として再雇用できる制度として「広島大学再雇用職員就業規則」を平成 16 年 4 月 1 日に制定し，平成 16 年度において附属学校教員 1 名を雇用した。
③ 教育研究活動などの活性化を図るため，教育研究を主務とする教員に加えて，教育主担当教員，研究主担当教員及び診療主担当教員などを配置する新たな制度について検討に着手する。	③ 人事制度検討会議において，高齢者雇用制度及び再雇用制度などと連携を図り，教員選考基準の見直し及び再雇用者の職域の整備等を図ることにより，主に経験を活かした専門分野の知識・技能の教授又は学生の人間性涵養などを担当する教育主担当教員，主に大型プロジェクト研究の研究マネジメント又は部局等の枠を越えるプロジェクト研究への専任などを行う研究主担当教員及び主に診療，臨床実習教育及び臨床研究を行う診療主担当教員などの制度の新設について，検討に着手した。
63【任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策】	
① 教育研究活動の活性化と教員の流動性向上のため，任期制の導入を進める。	① 「広島大学の教員の任期に関する規則」を制定し，任期を定めて任用する教員の職等を定めているが，平成 16 年 10 月 26 日，平成 17 年 3 月 1 日及び平成 17 年 4 月 1 日付けで追加等を行い拡充した。
② 教員の選考は，採用と昇任を区別しない公募制を原則とする。	② 「広島大学における教員選考についての基本指針」を制定し，公平性の確保と流動性の向上を図るため，採用と昇任を区別せず原則として公募制とし，学内外に対して公募を行っている。
64【外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策】	
① 外国人教員の採用を促進するため，海外教育研究拠点の活用や国際交流協定校との人事交流が円滑に行える条件整備のあり方について検討に着手する。	① 海外教育研究拠点の活用や国際交流協定校との人事交流が円滑に行える条件整備のあり方について検討する予定であったが，具体的な検討にまで着手できなかった。
② 女性教員等の採用を促進するため，弾力的な勤務形態の導入や，保育施設の整備など勤務環境の条件整備のあり方について検討に着手する。	② 人事制度検討会議を中心に検討を行い，以下の点において成果があがっている。保育所への送迎及び要介護者の付き添い等のための制度として，時差出勤制度を 10 月から導入した。職員が取得することのできる育児休業の期間を，子が 3 歳に達するまでと規定し，運用した。育児部分休業の期間の拡大について，対象となる子の上限年齢を「9 歳到達日以後の最初の 3 月 31 日まで」に引き上げた。介護休業又は介護部分休業を最初に開始した日から 6 月間を経過した時点で，実際に介護休業及び介護部分休業を取得した期間の合計が 93 日に達しない場合には合計した期間が 93 日に達するまでの範囲内で取得できるよう延長した。
65【事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策】	
① 組織運営への機動的・弾力的な対応と個	① 大学教員の人事評価システムについては,評価委員会が中心となって検討して

人に対しての適切な動機付けが可能となるよう，職員の能力と業績を適切に評価し，その結果を配置と処遇に反映させるシステムを検討する。	おり，報告書「国立大学法人広島大学における教員の個人評価について」の準備を進めている。大学教員以外の教職員については人事制度全般の検討・見直しを行うため人事・総務室(後述 66-①参照)付けのタスクフォースとして設置された，人事制度検討会議において公務員制度改革等の動向及び民間企業での導入例を参考にしつつ検討を行っている（61-①再掲)。
② 職務や職種の特性に応じた複線型のキャリア体系について検討する。	② 人事制度検討会議において，例えば，キャリアカウンセラー，研究コーディネーター又は国際交流アドバイザー等の高度な知識や技能を必要とする職種や職務の特性に応じた「高度専門職」の創設について検討した。
③ 専門的な知識・技能を有する人材を確保し組織の活性化を図るため，試験採用と選考採用を職務内容ごとに適切に組み合わせた，採用方法について検討する。	③ 人事部において検討を行い，技術職員の採用に当たっては試験採用によることを原則とするが，試験対象となっていない分野や専門的な知識・技能を必要とするなど特別の資格を必要とする場合は，本学独自に選考試験を実施し選考採用することとし，平成 16 年度においては技術職員 3 名を採用した。
④ サービス機能・企画・立案機能を重視した高度な業務遂行が可能な人材の育成を図る。	④ 人事部を中心に本学の職員研修の充実について検討を行い，新採用職員研修，自己啓発研修及び語学研修を実施した。また，中国四国地区内における文部科学省関係機関の共同実施事業として係長級研修を企画実施するとともに技術職員研修の平成 17 年度の基本計画を取りまとめた。
⑤ 職員の資質の向上，組織の活性化等の観点から，文部科学省での勤務や他大学等との人事交流を進め，その仕組みについて検討する。	⑤ 人事部において検討を行い，職員の資質の向上及び組織の活性化の観点から法人化以前の関東地区及び中国四国地区内の文部科学省関係機関との人事交流はもとより新たに国立大学協会及び日本学生支援機構を加え，交流者数が 3 名増となった。また，文部科学省及び日本学術振興会での長期行政実務研修に私立大学での事務研修を加え 1 名を派遣した。
66【中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策】	
① 人事・総務担当副学長の下に人事・総務全般に係る企画・立案，評価及び改善の機能を持つ「人事・総務室」を設置する。	① 平成 16 年 4 月，人事・総務全般に係る企画・立案，評価及び改善を図るため，「人事・総務室」を設置した。また，人事部，総務部各グループの各種情報の共有を進め円滑な運営に資することを目的として，「人事・総務室会議」を設置し，定例会議を月 1 回開催し，各グループの検討事項や今後の予定等についての意見交換や報告等を行っている。
② 「人事・総務室」において教育研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に関する企画・立案を行うとともに，全学的視点からの人件費（人員）管理による教職員人事の適正化を推進する。	② 教育研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に関する企画・立案を行うとともに，全学的視点からの人件費（人員）管理による教職員人事の適正化を推進するため，教員については，「教員人員調整会議」を，平成 16 年 5 月 25 日に役員会の下に設置し，事務職員については，「職員人事計画WG」を，平成 16 年 11 月 1 日に人事・総務担当理事の下に設置した。
③ 教員数の各部局への配分は，部局長裁量分としての「部局基礎分」並びに学長裁量分としての「部局付加分」及び「全学調整分」の３区分を基本として，また，事務職員の配置は，新たな運営組織を基本的な枠組みとして，年度計画を踏まえた需要や必要性に応じて行う。	③ 新しい運営形態の下で限りのある資源を有効的に利活用するため教員の人員配分について，役員会の下に教員人員調整会議を設置し，同会議において各部局等のヒアリングを実施の上，「平成 17 年度以降の教員の人員配分の基本方針と配分の進め方について」を策定し，平成 21 年度までの各部局等ごとの移行計画を立てた(55-①再掲)。 また，事務職員については，人事・総務担当理事の下に職員人事計画WGを設置し，同WGにおいて「職員（教員を除く）に係る人件費削減への対応について（報告)」を作成し，平成 17 年度における人員削減案を策定するとともに，平成 21 年度までの人件費削減に係る基本的な考え方（大枠）を示した。
④ 各部局等の人事計画に関する評価を実施し，大学全体の人事計画の適正化を図る。	④ 人事・総務室において，法人化後の新たな運営組織が，より効率的かつ機能的に業務を遂行するために必要と判断される組織整備及び新規業務人員について，「人件費の増を伴わない振替及び名称変更」，「人件費の増を伴う振替」及び「新規増員」の 3 区分に整理し，各運営組織からの人員要求に対処することとした。
⑤ 教室系技術職員の配置については，全学的な人員の一括管理の方針により行う。	⑤ 学術室に，技術センター(29-⑦参照)の活動の企画・運営を行うため「技術センター運営会議」を設置し，教室系技術職員の配置について検討を行い，当面(平成 21 年度まで)，確立した組織への移行のための年次別の検討事項と実施のための移行計画を策定した。

４． 事務等の効率化・合理化に関する目標

年度計画	判断理由（実施状況等）

67【事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策】

① 事務局・各部局ごとに個別に行われていた業務を見直し，新たな運営組織によって効率的・合理的な大学運営を行う。

① 法人化を期に従来の事務局を廃止し，各副学長の下に企画立案機能の強化を目的とした「室」を設け，教職員一体型の組織運営を目指している。各部局の運営組織についても，同様の趣旨で事務室から教育研究学生支援室に変更し，部局長支援，教育研究支援及び学生支援にグループ分けを行い，業務の効率化を図った。 w | ´ =0ßÀ T ' t -

② 業務の効率化・高度化を図るため業務マニュアルを作成し，情報や業務ノウハウの共有化を進める。

③ 組織活動の要素とされている，戦略，組織（人），業務の流れ及び情報化の在り方を見直し，サービス機能の強化，企画・立案機能の強化を図るとともに，スリム化と効率化を達成する。

④ 情報の共有化と電子申請等を可能とする電子事務室の構築を進める。

⑤ 「文書館」を設置し，法人文書の整理・保存と管理の一元化を図る。

⑥ 財務会計システムや人事・給与システムなど，これまで個別に構築されてきた各種の業務システムを，統合的なデータベースを基盤とするＥＲＰ（統合基幹業務システム）として再構築する。

68【複数大学による共同業務処理に関する具体的方策】

① 職員の試験採用については，全国の共通試験を活用し，地域ブロック単位で試験を実施する。

② 財務会計，人事管理，安全衛生管理など各大学に共通する課題についての研修や，民間的発想のマネジメントのための研修を，複数の国立大学法人との共同実施を検討する。

69【業務のアウトソーシング等に関する具体的方策】 ① 業務内容の主眼を行政事務からサービス業務へ転換し，コア業務以外の業務の外部委託化を進め，運営組織のスリム化を図る。 ② 本学の業務を委託できる法人の設立を同窓会等に働きかけ，コア業務以外の業務の円滑な外部委託化を検討する。	① 各室において，人事管理や支払い業務等のデータ入力や，ある一定期間に業務が集中する場合などを中心に外部委託化を進めている。 ② 本学の業務を委託できる法人の設立を同窓会などに働きかけるため，検討に着手する予定であったが実現できなかった。

III．財務内容の改善

１．外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

年度計画	判断理由（実施状況等）
70【科学研究費補助金，受託研究，奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策】 ① 外部研究資金の増額を図るため，年間の具体的目標（種類，件数，金額等）及びその達成のための計画を策定する。 ② 産学官関連事業の強化のために専門コーディネーターの配置等の実施体制を整備し，外部研究資金の増額を図る。	① 役員会の下に「外部資金検討WG］を設置して 6 回開催し，増額方策（共同研究の間接経費 10%，広島大学図書館活動助成金）を策定した。 ② 産学連携センターでは文部科学省からの産学官連携コーディネーター2 名を受け入れるとともに，東広島市，呉市及び府中市からリエゾンフェローを各 1 名受け入れ，コーディネート件数（契約成立数）は 48 件に及んだ。産学官連携コーディネーターやリエゾンフェローは，そのコーディネート活動を通じて，共同研究や受託研究の推進に努めており，同時に，学術室と連携して学内への情報提供を行うことにより，外部資金の獲得に貢献している。また，受入フェローについては，派遣先の地方公共団体との様々な行事のパイプ役となっており，非常に有効である。 医療に関係する産学官連携強化のため，医療社会連携センターを設置し，地域連携活動を含めた専門コーディネータ 2 名を配置しているが，両名ともパート職員であるため，本学教員のみならず学外の企業や官庁の関係者との連絡時間に制限があり，コーディネート業務に支障を来している。(業務の支障を改善するため，平成 17 年度にパートから日々雇用職員に配置換する方向で検討中）こうした中でも，霞地区において起業したベンチャー企業 5 社（昨年 10 月現在)，コーディネート件数 11 件で，うち産学官連携が成立したもの 2 件，スイス連邦共和国ツーク州との連携に関する（独法）日本貿易振興機構（ジェトロ）の助成金獲得など，数多くの業績を上げている。
71【収入を伴う事業の実施に関する具体的方策】 ① 手術件数を３%（平成 15 年度比）増やす。	① 手術部の看護師の増員及び手術室の効率的運用を検討した結果，医科の手術を歯科手術室で行うなど手術部の効率的運営等により，対平成 15 年度比の増収見込額…1 億 3 千万円弱，件数増…約 16%である。なお，看護師の増員に伴う平成 16 年度人件費の増加は約 600 万円である。
② 診療報酬査定減を１%以下に縮減する。	② 診療報酬請求基準を上回る薬品や医療材料の過剰使用を防ぎ，診療報酬明細書（レセプト）の精査を実施し，診療報酬査定減率 0.37%（平成 15 年度…0.31%）を達成した。
③ 情報システムにより「需要」(医療現場)，「供給」（ＳＰＤセンター)，｢収入」（医事）のデータを的確に分析し，医療費率を４０%に節減する。	③ 病院長及び病院の諸部署との組織的な『連携システム』構築の下で，，医療情報システムのデータ分析に基づく医療比率を節減する計画を立てたが，組織的な『連携システム』構築に至らなかった。 また，病院管理会計システムを試行稼働させたものの，システム全体の完成度が十分でなく，医療比率も 43.1%（平成 15 年度…42.1%）が見込まれる。

２． 経費の抑制に関する目標

年度計画	判断理由（実施状況等）
72【管理的経費の抑制に関する具体的方策】 ① 財務担当副学長の下に財務会計全般に係	① 平成 16 年 4 月，安定的かつ戦略的な大学運営をおこなうために，財務室を設

る企画・立案，評価及び改善の機能を持つ「財務室」を設置する。	置の上，財務室に教職員から構成される財務検討会議（平成 16 年 6 月 13 日設置，6 回開催），施設マネジメント会議（平成 16 年 5 月 29 日設置，11 回開催）により，管理的経費の効率的執行等に関する企画・立案を行うこととした。平成 16 年度は「施設マネジメント会議」に光熱水料の削減を図るため「省エネ推進部会」を設置した。
② 「財務室」を中心に全学的な管理的経費（光熱水料，施設維持管理経費，管理運営を補助する職員の人件費等）の効率的執行に関する企画・立案を行うとともに，全学的管理により，その抑制及び事務負担の軽減化を図る。	② 施設マネジメント会議の「省エネ推進部会」においてエネルギー管理標準を制定し，省エネ推進活動の実施により光熱量の抑制を図った。その結果，エネルギー消費原単位で霞団地は前年度比 5%の削減，東広島団地は同比 1.5%の微増に留めている。省エネ機器の導入は照明器具・空調機・変圧器について採用した。また，施設維持管理経費については全学施設を対象とした施設パトロール等により，重度の損傷に至る前に改善工事が実施でき経費の抑制に繋がった。
③ 部局毎や教員個々に取得しているＩＴ関係のライセンスの取得について，全学的な契約を実施することで経費の抑制を図る。	③ 広島大学では，これまでウイルス対策ソフトを個々に購入（1 ライセンス当たり@3,200 円程度である。）していたが，本年度から学内ＰＣ「無制限ライセンス対応」を 3,000 千円で購入し，学内全ＰＣを対象に配布することにした。 対象ＰＣ台数試算　　大学全体ＰＣ台数：10,000 台と想定すると１台当たり@300 円となる。 想定台数の算出根拠　（職員 3,500 台，大学院学生 4,500 台，その他の教育用ＰＣ等 2,000 台） また，ＩＴ関係ライセンス契約については部局毎の契約であったが，広島大学 1 本の契約とし省力化を図った。
④ 光熱水料等各々の事項に目標値を設定し，経費抑制を図る。その達成のためにインセンティブが働く学内システムを検討する。	④ 施設マネジメント会議の「省エネ推進部会」においてエネルギー管理標準を制定し，省エネ推進活動の実施により光熱量の抑制を図った。その結果，エネルギー消費原単位で霞団地は前年度比 5%の削減，東広島団地は同比 1.5%の微増に留めている。

３．資産の運用管理の改善に関する目標

年度計画	判断理由（実施状況等）
73【資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策】	
① 資産管理を従来の教員個人管理から全学的管理に移行し，教育及び研究施設・設備の効率的・効果的な運用を図るための方策を検討する。	① 施設・設備の効率的・効果的な運用を図るため，施設マネジメントシステムの構築を進める。システム導入に向けて，選定のためのシステム構築計画案を作成し，基礎データの収集・分析を進めている。
② 安定的な教育研究活動を行うために，未実施の施設の使用状況実態調査を実施し，部局ごとの基礎配分施設使用面積基準を策定するためのデータ整理と案の作成を行う。	② 既存施設の有効活用を図るため，全学の施設利用実態調査を実施し，適切な利用方法を検討している。平成 16 年度は先端物質科学研究科・図書館・各センターを対象に調査を行い，調査結果に基づき対象部局へ改善勧告等を行った。また，限りある施設を戦略的に使用するため，中期計画期間内に部局毎の基礎配分面積基準・加算配分面積基準を定め，再配分することとしているが，平成 16 年度は施設利用実態調査で得たデータの整理に着手した段階である。
③ 教育施設の充実と効率的な運用を図るため，講義室や学生実験室等を全学管理し，大学院学生の施設面積を確保するためのデータ整理と案の作成を行う。	③ 教育施設の効率的な運用として，中期計画期間内に現在部局単位で管理している講義室・実験室を全学管理の下で共有化を図り，これにより生じた余剰面積を不足している大学院生スペースとして有効利用する。そのためには，講義室・実験室及び大学院生スペースの実態調査を行い，有効利用計画を立案する必要がある。しかしながら，平成 16 年度は作業に着手した段階である。
④ 施設利用者から施設使用料を徴収したり，空き時間帯の講義室等を学外者に有料で貸与するなどの方策を検討する。	④ 以前から講義室等は学外者に有料で貸与しているが，さらなる方策については講義室の有効利用の検討（73-③）も進んでいないので検討していない。

Ⅳ．自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供

１．評価の充実に関する目標

年度計画	判断理由（実施状況等）
74【自己点検・評価の改善に関する具体的方策】	

① 評価結果が具体的な改善に直結する効率的な自己点検・評価システムを構築する。

② ＥＲＰ（統合基幹業務システム）を導入し，そこに蓄積されるデータの分析を基に，各副学長の下に設置する「室」が関連する事項について継続的な自己点検を行うシス

	システムの改善を実施した。これにより，現在のシステム利用状況は，登録数23部局等（学部4，研究科4，病院1，センター6，室関係8），システムを利用したＨＰ公開部局は学部1，研究科1，病院1，センター2，室関係4となっている。この結果，大学として統一されたデザインによる情報発信が容易にできるようになった。 一方，情報公開に係る開示請求等に的確及び迅速に対応するための体制を整えている。また，学内での専門的な立場として法務研究科の教授2名に事案に応じてアドバイザーとして助言を求めている。
② 各種出版物，インターネット等を通じた情報発信について，情報の精選・充実と発信体制の拡充強化を図る。	② 海外からの照会に対して適切な情報を迅速に回答するための連絡体制を整備するために，国際部の職員で交代しながら管理するメールアドレスを公開し（Inquiry@office.hiroshima-u.ac.jp），各種の問い合わせの一元化を図り，4日以内に回答するというシステムを構築し，そのための国際部内に専用のパソコンを設置した。 奨学金，宿舎，ＶＩＳＡなどの情報を分かりやすく正確に発信するために，本学構成員を対象にして，行政書士を講師に招き，在留資格関係に関する「講習会，個別相談会」を開催した。 広報出版物は，次のとおり作成した。 ○パンフレット 国立大学法人広島大学発足をＰＲするため，本学の取組や中期計画を分かり易く解説したパンフレットを作成(5,000部)し，広く関係方面へ配布した。 ○大学案内 社会，地域及び企業を主な対象にした新たな大学案内を作成(8,000部)し，広く関係方面に配布した。 ○広大フォーラム 広大フォーラムを今年度限りで廃刊することとした。平成17年度以降は,「学生向け」,「教職員向け」,「保護者向け」とステークホルダーを明確にした3つの広報誌を創刊することとし，その準備作業を進めた。 なお，3誌とも外部専門家の協力を仰いだが，こうした広報誌を編集する上で，是非必要な方法である。 独立行政法人等情報公開法第 22 条による情報提供は，ホームページで公表している。この情報提供に加え，部局等と連携してホームページ上にその他諸活動についての国民の理解を深めるため，情報提供の項目内容を一層充実させ，本学の情報をわかりやすく外部へと提供した。
③ 広報・情報発信を全学的見地からコーディネイトするための新たな組織を整備する。	③ 広報ＵＩ戦略会議で全学の広報戦略に基づき学内横断的な連絡統制を図る組織を検討の結果,「広報連絡調整ミーティング」を設置した。これまで2回開催（12 月,2 月)。部局案内（部局要覧）の作成にあたってのガイドラインについて検討するなど，広報に関する横断的な連絡調整を図る組織として構築できた。
④ 情報提供を容易にするため，公開の対象となる情報について恒常的に整理・保存する。	④個人情報管理体制検討ＷＧを設置して，個人情報保護施行に伴う諸規則等の整備を行った。(①学内での取扱規則並びに開示請求等に関する細則　②開示，訂正等の決定に係る審査基準　③個人情報の取扱いに係る苦情処理等の事案に関する検討部会の設置　④個人情報の取扱いに関する確認事項，留意事項及び事例集の作成　⑤個人情報の整理・把握（人事関係，入試情報，診療情報等）　⑥個人情報ファイル簿の作成）　また，関連省庁及び企業等の説明会にも積極的に参加し，意識を高めた。学内に於いても教職員を対象として勉強会，説明会を4回実施し，平成17年4月1日に向けて万全を期している。

Ⅴ．その他の業務運営に関する重要事項

年度計画	判断理由（実施状況等）
77【**施設等の整備に関する具体的方策**】	
① 構成員や学外者の利便性・安全性に配慮した交通整備計画の策定を図る。	① 平成16年度は東千田団地の施設整備基本計画（ゾーニング計画）の策定時に交通整備計画を盛り込む予定であったが，施設整備基本計画と共に策定できなかった。
② 安全と環境に配慮し，各キャンパスの特性を活かした教育研究環境整備計画の策定を図る。	② 教育研究環境整備についての計画は施設整備基本計画（ゾーニング計画）の一環として策定し，同計画に基づき施設整備を推進する。同計画は東広島団地・霞団地については策定済みであり，平成16年度は東千田団地について策定準備を進めていたが策定に至らなかった。
③ 老朽した施設の整備を進める。また，先	③ 老朽施設の改善は，施設パトロール等の実施（１チーム4名で，延べ27日）

進医療に対応した病院整備，社会連携活動推進施設などについては，整備計画案の策定に着手する。	により改善箇所（緊急改善件数 131 件）を把握し，緊急性の高いものより順次改善（64 件）している。大規模改修を必要とするものは，改修整備計画を策定し平成 17 年度概算事業として要求を行った。 また，病院整備については，霞団地全体の計画として進める必要があり，ソフト（病院組織再編計画等）に基づいた整備計画を作成し推進する。平成 16 年度は現状施設の問題点等を把握するための調査を実施し，霞団地施設整備基本構想案（複数の整備計画案）を作成した。
④ 情報セキュリティに優れた高機能情報通信基盤・環境，情報機器の整備充実を図る。	④ 副学長による部局ヒアリングを行い，部局のニーズを吸い上げた。 (実施時期・回数)平成 16 年 5 月 26 日(水)～平成 16 年 6 月 60 日(水)全 22 回 (実施内容)サブネット管理とセキュリティ，教育用端末＋環境（e-learning を含めて），人と組織の 3 つの視点から分析と提言を行った。また，サービスの調整では，セキュリティ強化を主眼におき，認証，ホスティングサービス，アカウント等について情報メディア教育研究センターとミーティングを行い，パスワードの統一化を図った。
７８【施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策】	
① 未実施の東千田団地の施設整備基本計画を策定する。	① 施設整備基本計画は東広島団地・霞団地については策定済みであり，平成 16 年度は施設マネジメント会議の下で東千田団地について策定準備を進めていたが策定に至らなかった。
② 施設の一元管理を推進するために，施設マネジメントシステムの導入に向けた基礎データの収集を行う。	② 「施設マネジメント会議」において，施設の有効利用・エネルギー管理等の施設・設備の一元的管理を推進する。業務を効率的に進めるには，施設マネジメントシステム（ＦＭ）の導入が不可欠であるため，平成 16 年度はシステム導入に向けて構築計画案の作成及び基礎データ（管理対象物の属性データ）の収集をほぼ完了した。
③ 未実施施設の利用状況・部位別点検を実施し，効果的な改修整備と施設の有効活用のための方策を策定する。	③ 施設マネジメントを推進するため，全学的な施設利用実態調査・部位別点検等を行い，具体的な「施設管理計画」の策定により施設の有効利用・効果的な改修計画等を企画・立案する。平成 16 年度は先端物質科学研究科・図書館・各センターを対象に施設利用実態調査を行い，調査結果にも基づき対象部局へ改善勧告等を行った。また，複数棟の部位別点検調査も行い，データの整理を実施している。

２．安全管理に関する目標

年度計画	判断理由（実施状況等）
79【労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策】	
① 危険薬品等の管理，防災対策，廃棄物処理など学内構成員ならびに周辺住民の安全に関わる学内の対応を定期的に点検して，必要な安全管理・事故防止対策を講ずる。また，薬品管理システムの導入に向けての検討を行う。	① 大学における安全衛生管理及び環境管理の重要性に鑑み，中央廃液処理施設を環境安全センターに組織変更した。作業環境測定は，特定化学物質及び有機溶剤等の年間使用量が相対的に多い部屋で，且つ頻繁に使用する部屋について実施した。 また，作業所の巡視は年間計画を作成し，それに基づき実施した。薬品管理システムは，専門委員会による検討会を重ね，システムの仕様書，機能要件，管理運用等（案）を作成した。
② 各キャンパスの防災マニュアルに基づき防災訓練を実施する。また，地域とも連携した防災訓練の検討を行う。	② 教職員の防災意識を高めるため，防災に関する講話と初期消火のための消火器訓練をセットした消防訓練を 1 回実施した。 また，労働安全衛生法，防災，学生安全の全学安全管理体制（案）を作成した。
③ ＰＲＴＲ法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）などの遵守，適正な廃棄物処理法の徹底等，模範的な安全キャンパスの実現を図る。	③ 広島県の生活環境保全条例により，化学物質について自主管理の促進，環境への排出量削減，及び大学と住民との相互理解の促進を図るために「化学物質自主管理計画書」を作成した。
80【学生等の安全確保等に関する具体的方策】	
① 廃水廃棄物処理に関わる環境教育の徹底を図る。	① 平成 17 年 3 月に「環境部門」と「安全部門」からなる環境安全センターを設立した。今後，安全部門により環境教育を強化・充実させる。安全衛生教育については，センターの設置以前の 7 月と 10 月に東広島地区と霞地区の 2 会場で（2 回）実施しており，引き続き定期的に実施する。

② 防犯及び安全の管理，診断，点検マニュアルを作成し防犯対策を進める。	② 学生生活の手引き（マニュアル）により，新入生オリエンテーションで学生に指導強化を行った。なお，学生生活の手引き（マニュアル）に記載されていない，緊急を要する事案（振り込め詐欺等）を掲示により注意喚起を行うとともに次年度の学生生活の手引きに記載する。 また，学生総合支援センター及び施設管理部の担当者による施設パトロールを実施した。
③ 危険薬品類の取扱いや室内環境衛生対策などの安全教育を徹底する。	③ 環境保全委員会が編集発行した「安全マニュアル」を基にして，健康管理などの衛生面，ＶＤＴ作業，労働安全衛生法関係事項など，広島大学として対応が必要となった内容を新たに追記して作成し，17 年度新入生を含めて 6000 部配布予定である。 また，学内安全衛生教育を 7 月と 10 月に東広島地区と霞地区の 2 会場で（2回）実施した。
④ 情報セキュリティポリシーを策定し，それに基づいた情報セキュリティ対策を検討する。	④ 情報セキュリティ検討部会を 3 回開催して, 情報セキュリティポリシーを作成し，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 また，構成員に対する情報セキュリティ教育の手段として e-learning コンテンツ作成に着手した。 さらに，マイクロソフトとの MCA トレーニングセンター契約も締結した。
⑤ 教職員及び学生に対する情報セキュリティ教育を行う。	⑤ 教職員及び学生を対象とした全学的な情報セキュリティ教育の実施体制について検討し，16 年度では実施要員の養成を次のとおり行った。 ・セキュリティ講習会を開催（12 月 8-9 日,12 月 16-17 日）。 受講者数 23 人 ・トレーナー資格取得者　22 人 また, 平成 17 年度の新入生に対するセキュリティ教育の企画･立案に着手した。

VI．予算（人件費見積含む。）、収支計画及び資金計画

１．予算

（単位：百万円）

区　分	予算額	決算額	差　額 （決算－予算）
収入			
運営費交付金	29,161	29,161	0
施設整備費補助金	149	149	0
船舶建造費補助金	0	0	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	2	7	5
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0	0	0
自己収入	24,394	23,965	△429
授業料及び入学金及び検定料収入	8,953	7,666	△1,287
附属病院収入	15,167	16,023	856
財産処分収入	0	0	0
雑収入	274	276	2
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3,590	3,939	349
長期借入金収入	240	239	△1
目的積立金取崩	0	0	0
計	57,536	57,460	△76
支出			
業務費	51,473	49,965	△1,508
教育研究経費	30,794	29,114	△1,680
診療経費	13,520	13,886	366
一般管理費	7,159	6,965	△194
施設整備費	389	388	△1
船舶建造費	0	0	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3,590	3,383	△207
長期借入金償還金	2,084	2,088	4
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0	0	0
計	57,536	55,824	△1,712

２．人件費

（単位：百万円）

区　分	予算額	決算額	差　額 （決算－予算）
人件費（承継職員分の退職手当は除く）	30,755	30,403	△352

３．収支計画

（単位：百万円）

区　分	予算額	決算額	差　額 （決算－予算）
費用の部	58,901	62,156	3,255
経常費用	58,842	57,263	△1,579
業務費	51,936	50,702	△1,234
教育研究経費	6,325	6,071	△254
診療経費	9,046	9,695	649
受託研究経費等	2,312	1,855	△457
役員人件費	140	137	△3
教員人件費	22,896	21,906	△990
職員人件費	11,217	11,038	△179
一般管理費	1,845	1,743	△102
財務費用	584	579	△5
雑損	0	17	17
減価償却費	4,477	4,221	△256
臨時損失	59	4,893	4,834
収益の部	58,097	63,937	5,840
経常収益	58,038	58,488	450
運営費交付金	28,203	27,923	△280
授業料収益	7,318	7,236	△82
入学金収益	1,190	1,200	10
検定料収益	263	248	△15
附属病院収益	15,167	16,266	1,099
受託研究等収益	2,312	1,966	△346
寄附金収益	1,186	1,109	△77
財務収益	0	3	3
雑益	274	553	279
資産見返運営費交付金等戻入	50	25	△25
資産見返寄附金戻入	5	73	68
資産見返物品受贈額戻入	2,070	1,886	△184
臨時利益	59	5,449	5,390
純利益	△804	1,782	2,586
目的積立金取崩益	0	0	0
総利益	△804	1,782	2,586

４．資金計画　（単位：百万円）

区　分	予算額	決算額	差　額 （決算－予算）
資金支出	59,874	59,894	20
業務活動による支出	53,780	47,474	△6,306
投資活動による支出	1,672	1,088	△584
財務活動による支出	2,084	2,016	△68
翌年度への繰越金	2,338	9,316	6,978
資金収入	59,874	59,894	20
業務活動による収入	57,145	56,921	△224
運営費交付金による収入	29,161	29,161	0
授業料及び入学金検定料による収入	8,953	7,664	△1,289
附属病院収入	15,167	15,990	823
受託研究等収入	2,312	2,062	△250
寄附金収入	1,278	1,665	387
その他の収入	274	379	105
投資活動による収入	151	150	△1
施設費による収入	151	148	△3
その他の収入	0	2	2
財務活動による収入	240	239	△1
前年度よりの繰越金	2,338	2,584	246

Ⅶ．短期借入金の限度額

年　度　計　画	実　績
１　短期借入金の限度額 ７３億円 ２　想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	「該当なし」

Ⅷ．重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

年　度　計　画	実　績
循環器Ｘ線診断治療システム整備に必要となる経費の長期借入れに伴い，本学霞団地の敷地について，担保に供する。	循環器Ｘ線診断治療システム整備に必要となる経費の長期借入れを行い，本学霞団地の敷地について，担保に供した。

Ⅸ．剰余金の使途

年　度　計　画	実　績
決算において剰余金が発生した場合は，教育研究の質の向上及び運営組織の改善に充てる。	「該当なし」

Ⅹ．その他

１． 施設・設備に関する状況

年 度 計 画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財　　源
・病院特別医療機械（再開発設備）循環器Ｘ線診断治療システム ・小規模改修 ・災害復旧工事	総額 389	施設整備費補助金 （ 149） 船舶建造費補助金 （ 0) 長 期 借 入 金 （ 240） 国立大学財務・経営センター施設費交付金 （ 0）

注）金額については見込みであり，上記のほか，業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や，老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

実 績

施設・設備の内容	決定額（百万円）	財　　源
	総額 387	施設整備費補助金 （ 148） 船舶建造費補助金 （ 0） 長 期 借 入 金 （ 239） 国立大学財務・経営センター施設費交付金 （ 0）

２．人事に関する状況

年 度 計 画	実 績
（1）人事評価システムの整備・活用 公正な人事評価システムの検討を進め，教育研究，社会貢献等及び業務運営に係る業績に応じた処遇の実現により，教職員の潜在能力を十分に発揮できる環境整備のあり方について検討する。	大学教員の人事評価システムについては，評価委員会が中心となって検討しており，報告書「国立大学法人広島大学における教員の個人評価について」の準備を進めている。大学教員以外の教職員については，人事制度全般の検討・見直しを行うため人事・総務室(後述 66-①参照)付けのタスクフォースとして設置された「人事制度検討会議」において公務員制度改革等の動向及び民間企業での導入例を参考にしつつ検討を行っている。
（2）柔軟で多様な人事制度の構築 ① 柔軟で多様な勤務形態の導入について検討する。	① 人事制度検討会議において柔軟で多様な勤務形態について検討を行い，大学教員に「専門業務型裁量労働制」の導入を提案し，適用対象者 1,586 名のうち適用同意者 1,326 名（83.6%）があり，労使協定の締結を行った。附属学校教員に「１年単位の変形労働時間制」の導入を提案し，適用対象者 208 名のうち適用者 204 名（98.1%）があり，労使協定の締結を行った。
② 定年制の弾力的運用と再雇用制度を導入し，柔軟で多様な雇用形態を可能とする人事制度を構築する。	② 大学教員にあっては，定年後を含む再雇用制度として「広島大学特任教員取扱要項」を平成 16 年 4 月 1 日に制定し，平成 16 年度において契約職員 1 名, 日々雇用職員 7 名, パート職員 11 名を雇用した。大学教員以外の教職員については，定年後に再雇用を希望する者について選考のうえ任期付職員として再雇用できる制度として「広島大学再雇用職員就業規則」を平成 16 年 4 月 1 日に制定し，平成 16 年度において附属学校教員 1 名を雇用した。
③ 教育研究活動などの活性化を図るため，教育研究を主務とする教員に加えて，教育主担当教員，研究主担当教員及	③ 人事制度検討会議において，高齢者雇用制度及び再雇用制度などと連携を図り，教員選考基準の見直し及び再雇用者の職域

び診療主担当教員などを配置する新たな制度について検討に着手する。	の整備等を図ることにより，主に経験を活かした専門分野の知識・技能の教授又は学生の人間性涵養などを担当する教育主担当教員，主に大型プロジェクト研究の研究マネジメント又は部局等の枠を越えるプロジェクト研究への専任などを行う研究主担当教員及び主に診療，臨床実習教育及び臨床研究を行う診療主担当教員などの制度の新設について，検討に着手した。
（3）任期制・公募制の導入など教員の流動性向上	
① 教育研究活動の活性化と教員の流動性向上のため，任期制の導入を進める。	① 「広島大学の教員の任期に関する規則」を制定し，任期を定めて任用する教員の職等を定めているが，平成 16 年 10 月 26 日, 平成 17 年 3 月 1 日及び平成 17 年 4 月 1 日付けで追加等を行い拡充した。
② 教員の選考は，採用と昇任を区別しない公募制を原則とする。	② 「広島大学における教員選考についての基本指針」を制定し，公平性の確保と流動性の向上を図るため，採用と昇任を区別せず原則として公募制とし，学内外に対して公募を行っている。
（4）外国人・女性等の教員採用の促進	
① 外国人教員の採用を促進するため，海外教育研究拠点の活用や国際交流協定校との人事交流が円滑に行える条件整備のあり方について検討に着手する。	① 海外教育研究拠点の活用や国際交流協定校との人事交流が円滑に行える条件整備のあり方について検討する予定であったが，具体的な検討にまで着手できなかった。
② 女性教員等の採用を促進するため，弾力的な勤務形態の導入や，保育施設の整備など勤務環境の条件整備のあり方について検討に着手する。	② 人事制度検討会議を中心に検討を行い，以下の点において成果があがっている。保育所への送迎及び要介護者の付き添い等のための制度として，時差出勤制度を 10 月から導入した。職員が取得することのできる育児休業の期間を，子が 3 歳に達するまでと規定し，運用した。育児部分休業の期間の拡大について，対象となる子の上限年齢を「9 歳到達日以後の最初の 3 月 31 日まで」に引き上げた。介護休業又は介護部分休業を最初に開始した日から 6 月間を経過した時点で，実際に介護休業及び介護部分休業を取得した期間の合計が 93 日に達しない場合には合計した期間が 93 日に達するまでの範囲内で取得できるよう延長した。
（5）事務職員等の採用・養成・人事交流	
① 組織運営への機動的・弾力的な対応と個人に対しての適切な動機付けが可能となるよう，職員の能力と業績を適切に評価し，その結果を配置と処遇に反映させるシステムを検討する。	① 大学教員の人事評価システムについては，評価委員会が中心となって検討しており，報告書「国立大学法人広島大学における教員の個人評価について」の準備を進めている。大学教員以外の教職員については人事制度全般の検討・見直しを行うため人事･総務室(後述 66-①参照)付けのタスクフォースとして設置された，人事制度検討会議において公務員制度改革等の動向及び民間企業での導入例を参考にしつつ検討を行っている（61-①再掲)。
② 職務や職種の特性に応じた複線型のキャリア体系について検討する。	② 人事制度検討会議において, 例えば, キャリアカウンセラー, 研究コーディネーター又は国際交流アドバイザー等の高度な知識や技能を必要とする職種や職務の特性に応じた｢高度専門職｣の創設について検討した。
③ 専門的な知識・技能を有する人材を確保し組織の活性化を図るため，試験採用と選考採用を職務内容ごとに適切に組み合わせた，採用方法について検討する。	③ 人事部において検討を行い，技術職員の採用に当たっては試験採用によることを原則とするが，試験対象となっていない分野や専門的な知識・技能を必要とするなど特別の資格を必要とする場合は，本学独自に選考試験を実施し選考採用することとし，平成 16 年度においては技術職員 3 名を採用した。
④ サービス機能・企画・立案機能を重視した高度な業務遂行が可能な人材の育成を図る。	④ 人事部を中心に本学の職員研修の充実について検討を行い，新採用職員研修，自己啓発研修及び語学研修を実施した。また，中国四国地区内における文部科学省関係機関の共同実施事業として係長級研修を企画実施するとともに技術職員研修の平成 17 年度の基本計画を取りまとめた。
⑤ 職員の資質の向上，組織の活性化等の観点から，文部科学省での勤務や他大学等との人事交流を進め，その仕組みについて検討する。 （参考１） 平成１６年度の常勤職員数 ２，７７６人	⑤ 人事部において検討を行い，職員の資質の向上及び組織の活性化の観点から法人化以前の関東地区及び中国四国地区内の文部科学省関係機関との人事交流はもとより新たに国立大学協会及び日本学生支援機構を加え，交流者数が 3 名増となった。ま

また，任期付職員数の見込みを　４２２人とする。 （参考２）平成１６年度の人件費総額見込み　３０，７５５百万円(退職手当は除く)	た，文部科学省及び日本学術振興会での長期行政実務研修に私立大学での事務研修を加え１名を派遣した。

４．災害復旧に関する状況

年　度　計　画	実　績
平成１６年９月に発生した台風１８号等により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。	平成１６年９月に発生した台風１８号等により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行った。

ＸＩ．関連会社及び関連公益法人等

１．特定関連会社

特定関連会社名	代表者名
該当なし	

２．関連会社

関連会社名	代表者名
該当なし	

３．関連公益法人等

関連公益法人等名	代表者名
該当なし	